

第3章 定年後の収入と支出

1 退職手当制度の概要

(1) 退職手当の支給

退職手当は、勤続に対する報償、生活保障、賃金後払いの要素をそれぞれ有していますが、基本的には、職員が長期間継続して勤務した後に退職する場合の勤続報償としての性格が強いものと理解されており、退職手当は、国家公務員退職手当法（以下「退手法」といいます。）に基づいて支給されます。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、退職手当の全部又は一部が支給されないことがあるほか、支給後であっても返納を求めることができるとされています。

ア 懲戒免職等処分を受けて退職した場合（退手法第12条第1項第1号）

イ 失職した場合（退手法第12条第1項第2号）

ウ 在職期間中の非違行為に係る刑事事件に関し、退職後に禁錮以上の刑に処せられた場合（退手法第14条、第15条及び第17条）

※ 支給後に禁錮以上の刑に処せられた後、返納を求められる前に死亡したときは、相続人に対して納付が求められることがあります。

エ 退職後に、在職期間中の非違行為が発覚し、それが懲戒免職等処分相当の行為であると認められた場合（退手法第14条から第17条まで）

※ 既に職員が死亡している場合には、遺族等に対して支給がされない、又は返納等が求められることがあります。

また、職員が死亡した場合で、次に該当する遺族は、退職手当を受け取ることができません。

- ・ 職員を故意に死亡させた者（退手法第2条の2第4項第1号）
- ・ 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者（退手法第2条の2第4項第2号）

令和5年4月1日以降、定年が65歳へ段階的に引き上げられることに伴い、退職手当については、次の措置が講じられています（以下、引上げ前の定年が60歳の職員の場合を基に説明します。）。

- ① 60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定します。（下記(3)イ関係）
- ② 早期退職募集に応募し、認定を受けて退職する場合の俸給月額の割増率については、当分の間、改正前の制度下で対象とされた年齢と割増率が維持されます。（60歳～64歳の者が応募認定退職する場合は、俸給月額は割増しされません。）（下記(4)ア関係）
- ③ 職員が60歳に達した日後の最初の4月1日から7割水準の俸給月額となる場合も、役職定年による異動（管理監督職勤務上限年齢による降任等）により俸給月額が

減額される場合も、「ピーク時特例」が適用されます。（下記(4)イ関係）

(2) 算定式

退職手当は、次のように計算されます。

$$\text{退職手当} = \text{基本額（退職日の俸給月額} \times \text{退職理由別・勤続期間別支給割合）} + \text{調整額}$$

（注） 1 円未満の端数は切り捨てます。

※ 「退職理由別・勤続期間別支給割合」は、退手法で定められた退職理由別・勤続期間別支給率に調整率を乗じたものです。国家公務員退職手当支給割合一覧（65頁）を参照してください。

(3) 基本額

ア 俸給月額

退手法上の「俸給月額」とは、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」といいます。）に規定する俸給表の額と俸給の調整額（職務の複雑、困難若しくは責任の度や勤務条件が特殊な場合に、俸給表の額を調整（加算）するもの。）との合計額をいいます（地域手当、扶養手当、俸給の特別調整額等の諸手当は含みません。）。

給与法の適用を受けない行政執行法人の職員の場合には、各法人が定める給与規則における、これらに相当するものの額の合計額をいいます。

なお、退職の日に休職、停職、減給その他の理由により、俸給の一部又は全部が支給されていない場合には、これらの理由がないと仮定した場合にその職員が受けるべき俸給月額が、退職手当の算定基礎となります。

イ 退職理由

職員の退職理由は、基本額を算定するに当たり、自己都合、定年・応募認定（58頁の「早期退職募集制度」参照）、死亡、傷病、整理等に区分されています。死亡又は傷病による退職については、公務上と公務外に区分され、更に、公務外の傷病による退職については、通勤によるものと私傷病によるものとに区分されます。

ウ 勤続期間

勤続期間は、上記イの退職理由とともに、退職手当を算定する際の基本的な要素です。

勤続期間は、職員として引き続いて在職した期間（退手法施行令で定める地方公共団体等における在職期間が通算されます。）に基づき、月単位で計算されます（月の途中での採用又は退職については、その月を1月として扱います。）。

在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てられます。

なお、次の場合等には、その期間の全部又は一部を在職期間から除算した期間をもって、勤続期間とします。

<期間の2分の1を除算するものの例>

- ・ 私傷病による休職、刑事休職及び研究休職（ただし、その内容が公務の能率的

な運営に特に資すると認められる場合等を除きます。)の期間

- ・ 懲戒処分による停職の期間
- ・ 育児休業の期間(ただし、子が1歳に達した日の属する月までの期間については、3分の1を除算します。)

＜期間を全て除算するものの例＞

- ・ 職員団体専従休職の期間
- ・ 自己啓発等休業の期間(ただし、その内容が公務の能率的な運営に特に資すると認められる場合等には2分の1を除算します。)
- ・ 配偶者同行休業の期間

【除算期間の計算例】

3月31日から8月28日まで休職等があった場合を例にとると

3月及び8月については、いずれも1日以上勤務日があるため除算の対象とならず、4月から7月までの4月間が除算期間の対象となります。

- ① この期間が、私傷病休職又は停職処分であった場合

$$\text{除算期間} = 4\text{月} \times 1 / 2 = 2\text{月}$$

- ② この期間が、職員団体専従休職であった場合

$$\text{除算期間} = 4\text{月}$$

(4) 基本額の特例

ア 定年前早期退職者に対する特例(退手法第5条の3)

応募認定、公務上の傷病又は死亡、整理等により退職した者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であること等の要件を満たし、かつ、その年齢が当該者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものについては、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例(定年前早期退職特例措置)が適用され、次に掲げる算式により算定した額が、退職手当の基本額の算定の基礎になります。

$$\text{基本額の算定の基礎となる額} = \text{退職日の俸給月額} \times \{1 + (3\% \text{ (注)}) \times \text{定年年齢までの残年数}\}$$

- (注) 1 給与法の指定職俸給表 1 号俸相当額以上 4 号俸相当額未満の者については、1 年当たりの割増率は 2 % となり、また、4 号俸相当額以上の者については、1 年当たりの割増率は 1 % となります。なお、6 号俸相当額以上の者については、本特例は適用されません。
- 2 「(注) 1」に該当しない者のうち、その者に係る定年年齢と退職の日におけるその者の年齢との差が 1 年である者については、1 年当たりの割増率は 2 % となります。
- 3 令和 5 年 4 月 1 日以降、当分の間、応募認定による退職の場合については、引上げ前の定年から 15 年以内（引き上げ前の定年が 60 歳であった場合は 45 歳）の年齢から、引上げ前の定年（引上げ前の定年が 60 歳であった場合は 60 歳）に達する日前までの間に退職する職員が、特例措置の対象（定年が引き上がっていない退職者を除く。）となります。この場合において、引上げ前の定年に達する日前までの残年数が 1 年である者（局長又は審議官クラスを除く。）の割増率は、3 % となります。

応募認定等による退職者等に係る当分の間の措置の内容等について、給与法の指定職俸給表 1 号俸相当額未満であり、かつ、引上げ前の定年が 60 歳である場合を例として図示すると、次のとおりです。

引上げ前の定年が 60 歳（10 月 2 日誕生日）の場合の例

退 職 日	年 齢	割増率
60歳の誕生日の前日（10月1日）～退職日	60歳	なし
59歳の誕生日の前日（10月1日）～60歳の誕生日の前々日（9月30日）	59歳	3 %
58歳の誕生日の前日（10月1日）～59歳の誕生日の前々日（9月30日）	58歳	6 %
57歳の誕生日の前日（10月1日）～58歳の誕生日の前々日（9月30日）	57歳	9 %
⋮	⋮	⋮
45歳の誕生日の前日（10月1日）～46歳の誕生日の前々日（9月30日）	45歳	45 %

【早期退職募集制度】

各省各庁の長等は、募集実施要項を職員に周知することにより、早期退職希望者を募集することができます。

1. 2つの早期退職募集

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図るための募集（1号募集）

退職時において、その職員に係る定年から 20 年を減じた年齢以上である職員が対象となります。

なお、令和 5 年 4 月 1 日以降の定年の段階的な引上げに伴い、当分の間、退手法施行令附則第 4 項の適用を受ける者にあつては、引上げ前の定年から 15 年を減じた年齢以上であることが要件となります。

(2) 組織改廃等に伴う募集（2 号募集）

当該組織、官署又は事務所に属する職員が対象となります。

2. 募集から退職までの大まかな流れ

(1) 早期退職希望者の募集

各省各庁の長等が、募集対象者全員に対し、募集実施要項を周知して募集します。

＜募集実施要項＞

- ・ 年齢、職位、勤務部署その他募集の対象範囲を特定する事項
- ・ 募集の期間（応募受付期間）
- ・ 募集する人数
- ・ 退職すべき期日又は期間等を記載したもの

(2) 応募

応募や応募の取下げは、職員の自発的な意思に委ねられたものであり、各省各庁の長等は、これらを強制してはなりません。

(3) 認定

各省各庁の長等は、応募者に対して、原則として認定します。

(4) 通知

- ・ 各省各庁の長等は、応募者に対して、認定通知書又は不認定通知書を交付します。
- ・ （募集実施要領に退職すべき期間を記載した場合）退職すべき期日を通知します。

(5) 退職（応募認定退職）

- ・ 各省各庁の長等が指定した日（退職すべき期日）に退職します。
- ・ 退職手当（自己都合退職よりも割増しされた退職手当（前記(4)ア））を支給します。

イ 俸給月額の変額改定以外の理由により俸給月額が変額されたことがある場合の特例（退手法第 5 条の 2）

在職期間中に、俸給月額の変額改定（いわゆるベースダウン）以外の理由（降格、俸給表間異動等）により俸給月額が変額されたことがある場合において、特定変額前俸給月額（変額日における当該理由による変額がなかったものとした場合の俸給月額のうち、最も高い額）が、退職日の俸給月額を上回るときは、次の①及び②により算出した額の合計額を基本額とする「ピーク時特例」が適用されます。

※ なお、定年の 65 歳への引上げに伴い、退手法附則第 15 項において、60 歳を超えて給与が変額された場合の退職手当の算定に当たり、当該変額は退手法第 5

条の2に規定する俸給月額の変額改定には該当しないものとして、ピーク時特例を適用する旨の規定が設けられています。（前記(1)③関係）

- ① 特定減額前俸給月額に係る減額日の前日に、実際の退職理由と同一の理由により退職したものとみなし、かつ、同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として算定した基本額に相当する額
- ② 退職日俸給月額に、次の（A）の割合から（B）の割合を控除した支給割合を乗じて得た額
 - （A）退職日において、退職日までの勤続期間及び退職日俸給月額を基礎として退職手当を算定した場合の支給割合
 - （B）①の算定に用いた支給割合

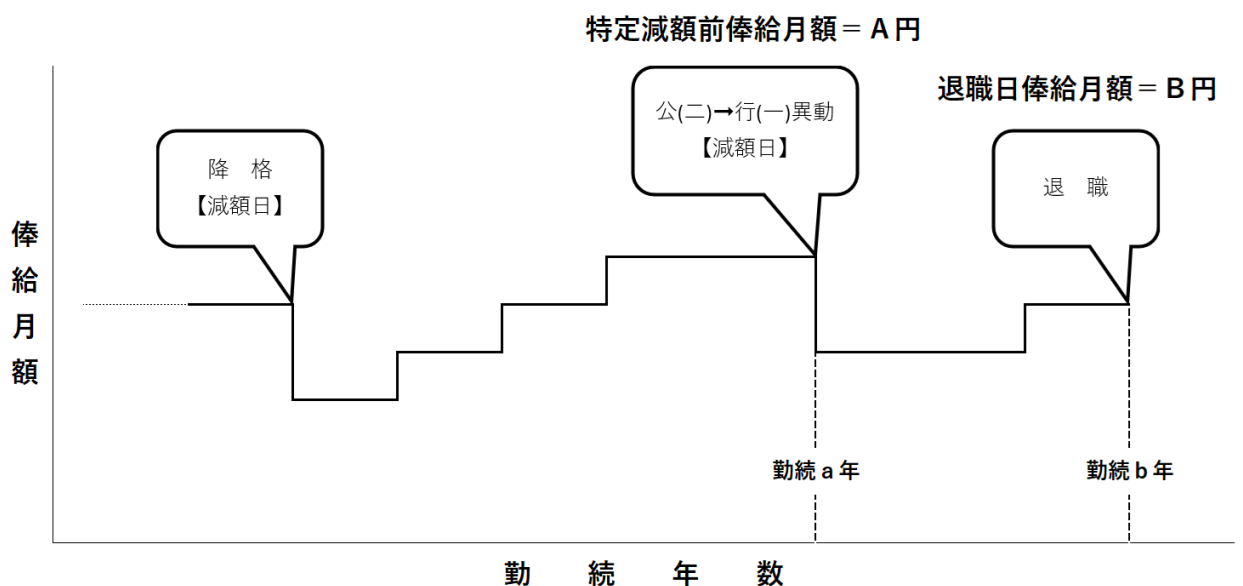
（注1）本特例は、平成17年改正法の施行日（平成18年4月1日）又は適用日である新制度切替日以降に行われた減額が対象となります。

（注2）定年前早期退職特例措置の対象者については、「特定減額前俸給月額」及び「退職日俸給月額」のいずれも割増しの対象となります。

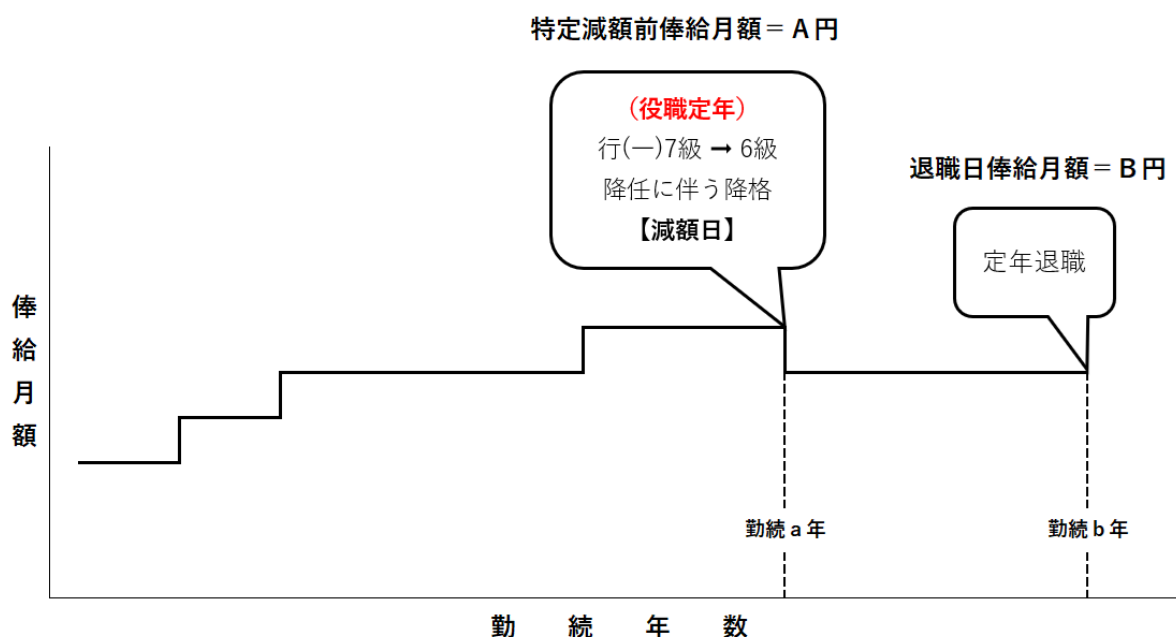
（例）A円＞B円のときに特例を適用

$$\text{基本額} = (\text{A円} \times \text{勤続 a 年を基礎とした支給割合}) + (\text{B円} \times (\text{勤続 b 年を基礎とした支給割合} - \text{勤続 a 年を基礎とした支給割合}))$$

・例1：俸給表異動



・例2：役職定年



(5) 調整額

調整額は、在職期間中の貢献度に応じて加算される額であり、基礎在職期間（退手法第5条の2第2項にある「基礎在職期間」）の初日の属する月から末日の属する月までの各月毎に、当該各月にその者が属していた職員の区分（第1号区分～第11号区分）に応じて定められた額（以下「調整月額」といいます。）のうち、その額が多いものから60月分の調整月額を合計した額をいいます。

【退職手当の調整額区分表（給与法適用職員の例）】

区分	対応する職員	調整月額
1	指定職（6号俸以上）、これに相当する職員	95,400 円
2	指定職（5号俸以下）、これに相当する職員	78,750 円
3	行（一）10級、これに相当する職員	70,400 円
4	行（一）9級、これに相当する職員	65,000 円
5	行（一）8級、これに相当する職員	59,550 円
6	行（一）7級、これに相当する職員	54,150 円
7	行（一）6級、これに相当する職員	43,350 円
8	行（一）5級、これに相当する職員	32,500 円
9	行（一）4級、これに相当する職員	27,100 円
10	行（一）3級、これに相当する職員	21,700 円
11	その他の職員（非常勤職員を含む。）	0 円

（注1） 勤続期間9年以下の自己都合退職者等については、調整額が支給されません。また、勤続期間1年以上4年以下の退職者（自己都合退職者以外）及び勤続期間10年以上24年以下の自己都合退職者については、調整額は半額となります。

（注2） 一定の特別職幹部職員等の調整額は、基本額の8.3/100となります。

〈参考〉他の主な俸給表における調整額の区分例

区分	行政職(二)		専門行政職		税務職		公安職(一)		公安職(二)	
	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲
1										
2										
3			8		10		11		10	
4			7		9		10		9	
5			6		8		9		8	
6			5		7		8		7	
7			4		6		7		6	
8	5	3人以上の職種の長を直接指揮監督する職務に従事していた者	3	俸給の特別調整額五種以上	5		6		5	
9		上記以外の者		上記以外の者	4		5		4	
							4	* 1		
10	4		2		3			上記以外の者	3	
	3	在級期間が120月を超える者					3	* 2		
11		上記以外の者						上記以外の者		
	2				2		特2			
							2		2	
							1			

「* 1」については、皇宮警部補以上の階級にあった期間が156月を超える皇宮護衛官、副看守長以上の階級にあった期間が120月を超える刑務官又は警備士以上の階級にあった期間が24月を超える入国警備官に適用されます。

「* 2」については、副看守長以上の階級にあった期間が60月を超える刑務官又は警備士補以上の階級にあった期間が60月を超える入国警備官に適用されます。

(6) 退職手当の計算例

【定年退職で在職中に休職期間のある例】

- ・生年月日：昭和38年（1963年）6月20日（61歳定年）
- ・在職期間：（採用年月日） 昭和61年（1986年）4月4日
（月の途中での採用：1月として算定）
（昇格年月日） 令和4年（2022年）4月1日（5級昇格）
（旧定年退職年月日） 令和6年（2024年）3月31日
（定年退職年月日） 令和7年（2025年）3月31日
（在級年数） 5級：36月、4級：72月
- ・私傷病による休職期間：除算対象期間 7月間
（※ 休職期間は、調整額の算定の基礎となる期間の計算に影響がなかったものとする。）
- ・除算期間：7月÷2＝3.5月
- ・勤続期間：（2025年3月）－（1986年4月）－除算期間（3.5月）
＝39年－3.5月
＝38年8.5月 → 38年（1年未満端数切捨て）
- ・退職理由別・勤続期間別支給割合：47.709（退手法第5条適用）
- ・特定減額前俸給月額（59頁参照）：
行（一）5級73号俸 392,700円（令和6年4月1日時点の俸給月額）…【A】
- ・定年退職日の俸給月額：
行（一）5級73号俸 274,900円（392,700円×0.7）（100円未満四捨五入）…【B】
- ・基本額の計算（ピーク時特例（59頁参照）の適用）：
基本額＝（392,700円【A】×47.709（勤続38年の支給割合））＋（274,900円【B】
×（47.709（勤続39年の支給割合）－47.709（勤続38年の支給割合））
＝（392,700円×47.709）＋（274,900円×0）
＝18,735,324.3円
- ・退職手当支給額：基本額＋調整額
＝18,735,324.3円＋ $\frac{32,500円 \times 36月 + 27,100円 \times 24月}{}$
（※ 調整額は退職日までの期間で計算する。）
＝18,735,324.3円＋1,820,400円
＝20,555,724.3円
＝20,555,724円（1円未満端数切捨て）

【役降りした後に定年退職する例】

- ・生年月日：昭和38年（1963年）6月20日（61歳定年）
- ・在職期間：（採用年月日） 平成2年（1990年）4月1日
（昇格年月日） 令和4年（2022年）4月1日（7級昇格）
（役降り年月日） 令和6年（2024年）4月1日（6級降格）
（旧定年退職年月日） 令和6年（2024年）3月31日
（定年退職年月日） 令和7年（2025年）3月31日
（在級年数） 7級：24月、6級：84月
- ・除算期間：0月
- ・勤続期間：（2025年3月）－（1990年4月）－除算期間（0月）
＝35年－0月
- ・（役降り時）退職理由別・勤続期間別支給割合：46.83015（退手法第5条適用）
- ・（退職時）退職理由別・勤続期間別支給割合：47.709（退手法第5条適用）
- ・特定減額前俸給月額（59頁参照）：行（一）7級30号俸 430,000円（令和6年4月1日時点の降格前の俸給月額）…【A】

- ・ 定年退職日の俸給月額：行(一) 6 級 5 6 号俸 285,700円 (408,100円×0.7) (100円未満四捨五入)・・・【B】

→ 【A】 > 【B】 なので、ピーク時特例 (59 頁参照) を適用

- ・ 基本額の計算 (ピーク時特例 (59 頁参照) の適用)：

$$\begin{aligned}\text{基本額} &= (430,000\text{円}【A】 \times 46.83015 (\text{勤続34年の支給割合})) + (285,700\text{円}【B】 \\ &\quad \times (47.709 (\text{勤続35年の支給割合}) - 46.83015 (\text{勤続34年の支給割合})) \\ &= (430,000\text{円} \times 46.83015) + (285,700\text{円} \times 0.87885) \\ &= 20,136,964.5\text{円} + 251,087.445\text{円} \\ &= 20,388,051.945\text{円}\end{aligned}$$

- ・ 退職手当支給額：基本額＋調整額

$$\begin{aligned}&= 20,388,051.945\text{円} + (54,150\text{円} \times 24\text{月} + 43,350\text{円} \times 36\text{月}) \\ &\quad (\text{※ 調整額は退職日までの期間で計算する。}) \\ &= 20,388,051.945\text{円} + 2,860,200\text{円} \\ &= 23,248,251.945\text{円} \\ &= 23,248,251\text{円} (1\text{円未満端数切捨て})\end{aligned}$$

【引上げ前の定年が60歳の職員が応募認定退職制度に応募し、53歳で応募認定退職する場合の例 (※令和5年4月1日以降の当分の間の措置の場合)】

- ・ 在職期間：(採用年月日) 平成 7 年 (1995年) 4 月 1 日
(昇格年月日) 令和 6 年 (2024年) 4 月 1 日 (5 級昇格)
(退職年月日) 令和 8 年 (2026年) 3 月 3 1 日
- ・ 旧定年年齢 (60 歳) までの残年数：7 年
- ・ 勤続期間：(2026 年 3 月) - (1995 年 4 月) = 31 年
- ・ 退職理由別・勤続期間別支給割合：42.31035 (退手法第5条適用)
- ・ 退職日の俸給月額：行(一) 5 級 7 0 号俸 405,300円
- ・ 退職手当支給額：基本額 (退職日の俸給月額 × (1 + 3% × 残年数 (7 年))
× 支給割合 (42.31035) + 調整額
= 405,300円 × (1 + 21%) × 42.31035
+ (32,500円 × 24月 + 27,100円 × 36月)
= 22,505,145.6745円
= 22,505,145円 (1 円未満端数切捨て)

国家公務員退職手当支給割合一覧（※平成 30 年 1 月 1 日～、調整率を乗じた後のもの）

勤続年数	法第 3 条			法第 4 条	法第 5 条	
	自己都合	(11 年未満勤続) 定年・応募認定退職(1 号)・任期終了・事務都合退職・公務外死亡・通勤傷病等	公務外傷病 (通勤傷病を除く)	(11 年以上 25 年未満勤続) 定年・応募認定退職(1 号)・任期終了・事務都合退職・公務外死亡・通勤傷病等	整理・応募認定退職(2 号)・公務上死亡・公務上傷病	(25 年以上勤続) 定年・応募認定退職(1 号)・任期終了・事務都合退職・公務外死亡・通勤傷病等
1	0.5022	0.837	0.837		1.2555(3.6a)	
2	1.0044	1.674	1.674		2.511(4.5a)	
3	1.5066	2.511	2.511		3.7665(5.4a)	
4	2.0088	3.348	3.348		5.022(5.4a)	
5	2.511	4.185	4.185		6.2775	
6	3.0132	5.022	5.022		7.533	
7	3.5154	5.859	5.859		8.7885	
8	4.0176	6.696	6.696		10.044	
9	4.5198	7.533	7.533		11.2995	
10	5.022	8.37	8.37		12.555	
11	7.43256		9.2907	11.613375	13.93605	
12	8.16912		10.2114	12.76425	15.3171	
13	8.90568		11.1321	13.915125	16.69815	
14	9.64224		12.0528	15.066	18.0792	
15	10.3788		12.9735	16.216875	19.46025	
16	12.88143		14.3127	17.890875	20.8413	
17	14.08671		15.6519	19.564875	22.22235	
18	15.29199		16.9911	21.238875	23.6034	
19	16.49727		18.3303	22.912875	24.98445	
20	19.6695		19.6695	24.586875	26.3655	
21	21.3435		21.3435	26.260875	27.74655	
22	23.0175		23.0175	27.934875	29.1276	
23	24.6915		24.6915	29.608875	30.50865	
24	26.3655		26.3655	31.282875	31.8897	
25	28.0395		28.0395		33.27075	33.27075
26	29.3787		29.3787		34.77735	34.77735
27	30.7179		30.7179		36.28395	36.28395
28	32.0571		32.0571		37.79055	37.79055
29	33.3963		33.3963		39.29715	39.29715
30	34.7355		34.7355		40.80375	40.80375
31	35.7399		35.7399		42.31035	42.31035
32	36.7443		36.7443		43.81695	43.81695
33	37.7487		37.7487		45.32355	45.32355
34	38.7531		38.7531		46.83015	46.83015
35	39.7575		39.7575		47.709	47.709
36	40.7619		40.7619		47.709	47.709
37	41.7663		41.7663		47.709	47.709
38	42.7707		42.7707		47.709	47.709
39	43.7751		43.7751		47.709	47.709
40	44.7795		44.7795		47.709	47.709
41	45.7839		45.7839		47.709	47.709
42	46.7883		46.7883		47.709	47.709
43	47.709		47.709		47.709	47.709
44	47.709		47.709		47.709	47.709
45	47.709		47.709		47.709	47.709

(注 1) () 内は、法第 6 条の 5 の最低保障です。

(注 2) a は、基本給月額であり、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当等（又はこれらに相当する手当）の月額合計額をいいます。

(注 3) 法附則第 6 項から第 8 項まで及び昭和 48 年法律第 30 号附則第 5 項から第 7 項による退職手当の基本額の調整(83.7/100)を含めた計数です。

(注 4) 令和 5 年 4 月 1 日以降、国家公務員の定年引上げに伴い、当分の間、引上げ前の定年年齢以降非違なく退職した職員については、勤続期間を同じくする定年退職者と同様の支給率となります。

(7) 退職手当に係る税金

退職所得は、原則として、他の所得と分離して所得税額を計算します（分離課税）。

退職の際（退職手当の支払いを受ける時まで）に「退職所得の受給に関する申告書」を退職手当の支払者に提出した場合には、退職手当額に応じた「課税退職所得金額」に応じて、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の「税額」欄の算式により計算した額（1円未満端数切捨て）が、退職手当額から源泉徴収されます。このため、原則として確定申告をする必要はありません。

なお、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない場合には、退職手当額に対して、20.42%の税率を乗じた額が源泉徴収されるため、確定申告により精算することとなります。

< 課税退職所得金額の計算 >

課税退職所得金額 = (退職手当額 - 退職所得控除額) × 1/2 (1,000円未満切捨て)
※国家公務員としての勤続期間が5年以下の場合には、1/2は乗じません。

退職手当額から控除する「退職所得控除額」の計算方法

- ・勤続年数が20年以下の場合（勤続年数については、1年未満の端数は切上げ）
勤続年数 × 40万円（退職所得控除額が80万円未満の場合には、80万円）
- ・勤続年数が20年を超える場合
(勤続年数 - 20) × 70万円 + 800万円

(注) 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」（68頁）を参照

ア 所得税の計算

所得税額 = (課税退職所得金額 × 税率 - 控除額) × 1.021(※) (1円未満切捨て)
(※) 平成25年から2.1%の復興特別所得税が追加課税されています。

【退職所得の源泉徴収税額の速算表】

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額 = ((A) * (B) - (C)) * 102.1%
195万円以下	5%	—	((A) * 5%) * 102.1%
195万円超 330万円以下	10%	97,500円	((A) * 10% - 97,500円) * 102.1%
330万円超 695万円以下	20%	427,500円	((A) * 20% - 427,500円) * 102.1%
695万円超 900万円以下	23%	636,000円	((A) * 23% - 636,000円) * 102.1%
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円	((A) * 33% - 1,536,000円) * 102.1%
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円	((A) * 40% - 2,796,000円) * 102.1%
4,000万円超	45%	4,796,000円	((A) * 45% - 4,796,000円) * 102.1%

例1：勤続38年で退職手当額が2,000万円の場合

退職所得控除額 = (38 - 20) × 70万円 + 800万円 = 2,060万円

課税退職所得金額 = (2,000万円 - 2,060万円) × 1/2 = △30万円 ⇒ 0円

例 2 : 勤続 38 年で退職手当額が 2,500 万円の場合

退職所得控除額 = $(38 - 20) \times 70 \text{万円} + 800 \text{万円} = 2,060 \text{万円}$

課税退職所得金額 = $(2,500 \text{万円} - 2,060 \text{万円}) \times 1/2 = 220 \text{万円}$

所得税額 = $(220 \text{万円} \times 10\% - 97,500 \text{円}) \times 1.021 = 125,072.5 \text{円}$

⇒ 125,072 円 (1 円未満切捨て)

イ 住民税の計算

所得税の場合と同様に、退職手当額から退職所得控除額を差引いた後の金額を求め、その額に 1 / 2 を乗じた額が課税退職所得金額になります。住民税の税率は、課税退職所得金額にかかわらず、一律、市区町村民税 6 %、都道府県民税 4 %ですので、それぞれの税率に基づいて住民税の額を計算 (100 円未満は、それぞれ切捨て) します。

例 1 : 退職手当額が 2,000 万円の場合

課税退職所得金額が 0 円 ($(2,000 \text{万円} - 2,060 \text{万円}) \times 1/2 = \triangle 30 \text{万円}$

⇒ 0 円) のため住民税は非課税

市区町村民税 = $0 \text{円} \times 6\% = 0 \text{円}$

都道府県民税 = $0 \text{円} \times 4\% = 0 \text{円}$

合 計 = 0 円

例 2 : 退職手当額が 2,500 万円の場合

退職所得控除額を差引いた後の金額は $(2,500 \text{万円} - 2,060 \text{万円}) \times 1/2 = 220 \text{万円}$

市区町村民税 = $220 \text{万円} \times 6\% = 132,000 \text{円}$

都道府県民税 = $220 \text{万円} \times 4\% = 88,000 \text{円}$

合 計 = 22 万円

住民税は、前年 1 年間の所得を基に年額が決定され、これを 6 月から翌年 5 月までの間に、月割りで徴収することになっています。

3 月 31 日に定年退職する場合には、その年の 4 月分及び 5 月分の住民税を給与から特別徴収できないため、退職手当に課税される所得税及び住民税に併せて、4 月分及び 5 月分の住民税についても、退職手当の支給時に一括して特別徴収されることになります。

源泉徴収のための退職所得控除額の表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円
2年以下	800	1,800	24年	10,800	11,800
			25年	11,500	12,500
			26年	12,200	13,200
3年	1,200	2,200	27年	12,900	13,900
4年	1,600	2,600	28年	13,600	14,600
5年	2,000	3,000	29年	14,300	15,300
6年	2,400	3,400	30年	15,000	16,000
7年	2,800	3,800	31年	15,700	16,700
8年	3,200	4,200	32年	16,400	17,400
9年	3,600	4,600	33年	17,100	18,100
10年	4,000	5,000	34年	17,800	18,800
11年	4,400	5,400	35年	18,500	19,500
12年	4,800	5,800	36年	19,200	20,200
13年	5,200	6,200	37年	19,900	20,900
14年	5,600	6,600	38年	20,600	21,600
15年	6,000	7,000	39年	21,300	22,300
16年	6,400	7,400	40年	22,000	23,000
17年	6,800	7,800			
18年	7,200	8,200	41年以上	22,000千円に、 勤続年数が40年を超 える1年ごとに700 千円を加算した金額	23,000千円に、 勤続年数が40年を超 える1年ごとに700 千円を加算した金額
19年	7,600	8,600			
20年	8,000	9,000			
21年	8,700	9,700			
22年	9,400	10,400			
23年	10,100	11,100			

(注)

- (1) 「勤続年数」とは、退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいいます（所得税法施行令第69条）。
- (2) 「障害退職の場合」とは、障害者になったことに直接基因して退職したと認められる一定の場合をいいます（所得税法第30条第6項第3号）。
- (3) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいいます。

(備考)

- (1) 退職所得控除額は、(2)に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行に当てはめて求めます。
この場合、一般退職のときはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、また、障害退職のときはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額です。
- (2) 所得税法第30条第6項第1号（退職所得控除額の計算の特例）に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額です。

退職手当手取額計算書

1 退職手当額の算定

(1) 勤続年数

退職(予定)年月	年 月	満 歳	採用年月	年 月
勤続年月数(a)	年 月			

除算期間

除算対象期間	除算率*	除算年月数 (b)
年 月		年 月
年 月		年 月

* 休職等 1/2、
職員団体専従休職期間等 1/1

勤続年月数(a) - 除算年月数(b) → 手当計算上勤続年数
退職手当法上の勤続期間 = - = 年 (端数切捨て)

税法上の勤続年数 = 勤続年数 → (c) 年 (端数切上げ)

(注) 税法上の勤続年数の扱いとしては、除算年月数(b)のうち、職員団体専従休職期間は全て除算するが、その他の休職等期間は除算せず、全休職等期間を勤続年数として含める。

(2) 退職理由

☐ 定年 ☐ 応募認定 ☐ 自己都合 ☐ その他

(3) 支給割合

(d)

(1)と(2)に基づく「国家公務員退職手当支給割合一覧」(65頁参照)の支給割合

(ピーク時特例が適用される場合)

減額日前日までの勤続期間に応じた支給割合 (e)

(4) 退職日の俸給月額

(f) 円

(定年前早期退職者に対する特例による場合)

早期退職募集制度に応募して認められ、かつ、定年前15年以内、勤続20年以上等の場合

→ (e) × { 1 + 3% × (定年年齢 - 退職時年齢) } = (g) 円

(注) 定年年齢と退職時年齢の差が1年の場合は2%が適用されます。また、一般職給与法の指定職俸給表1号俸相当額以上4号俸相当額未満の者については、1年当たりの割増率2%が、4号俸相当額以上の者については、1年当たりの割増率1%がそれぞれ適用され、6号俸相当額以上の者については不適用となっています。

(ピーク時特例が適用される場合)

特定減額前俸給月額

(h) 円

(5) 調整額

基礎在職期間のうち、その調整月額の高い方から60月分の合計額を加算

円 × 月 + 円 × 月 = (i) 円

【退職手当支給額】

(f) 又は (g) 退職日の俸給月額 (d) 支給割合 (i) 調整額 A 退職手当支給額
 円 × + 円 = 円

(ピーク時特例が適用される場合)

【退職手当支給額】

(h) 特定減額前俸給月額 (e) 減額日前日までの勤続期間に応じた支給割合 (f) 退職日の俸給月額 (d) 支給割合 (e) 減額日前日までの勤続期間に応じた支給割合
(h) (e) (f) (d) (e)
 円 × + 円 × $\left(\text{} - \text{} \right)$
(i) 調整額 A 退職手当支給額
+ 円 = 円

2 退職手当に係る税額

退職手当支給額 − 退職所得控除額
・ 課税退職所得金額 = (A 円 − (ア) 万円) × 1/2
= B 円 (1,000 円未満切捨て)

((ア) の退職所得控除額の計算方法)

税法上の勤続年数(c)が20年超の場合

(勤続年数 − 20) × 70 万円 + 800 万円 = (ア) 万円

税法上の勤続年数(c)が20年以下の場合

(勤続年数 × 40 万円 = (ア) 万円

(1) 所得税（66頁参照）

$$\begin{aligned} \text{所得税} &= \left(\text{B} \frac{\text{課税退職所得金額}}{\text{円}} \times \frac{\text{税 率}}{\%} - \frac{\text{控除額}}{\text{万円}} \right) \times 1.021 \\ &= \text{(イ)} \frac{\text{円}}{\text{円}} \quad (1 \text{ 円未満切捨て}) \end{aligned}$$

(2) 住民税（67頁参照）

$$\begin{aligned} \text{市区町村民税} &= \text{B} \frac{\text{課税退職所得金額}}{\text{円}} \times 6 \% = \text{(ウ)} \frac{\text{円}}{\text{円}} \\ &\quad (100 \text{ 円未満切捨て}) \\ \text{都道府県民税} &= \text{B} \frac{\text{課税退職所得金額}}{\text{円}} \times 4 \% = \text{(エ)} \frac{\text{円}}{\text{円}} \\ &\quad (100 \text{ 円未満切捨て}) \end{aligned}$$

3 退職手当の税引き後の手取額

	退職手当支給額		税額 ((イ) + (ウ) + (エ))		税引後手取額
A	円	－	円	＝	円

2 年金制度の概要

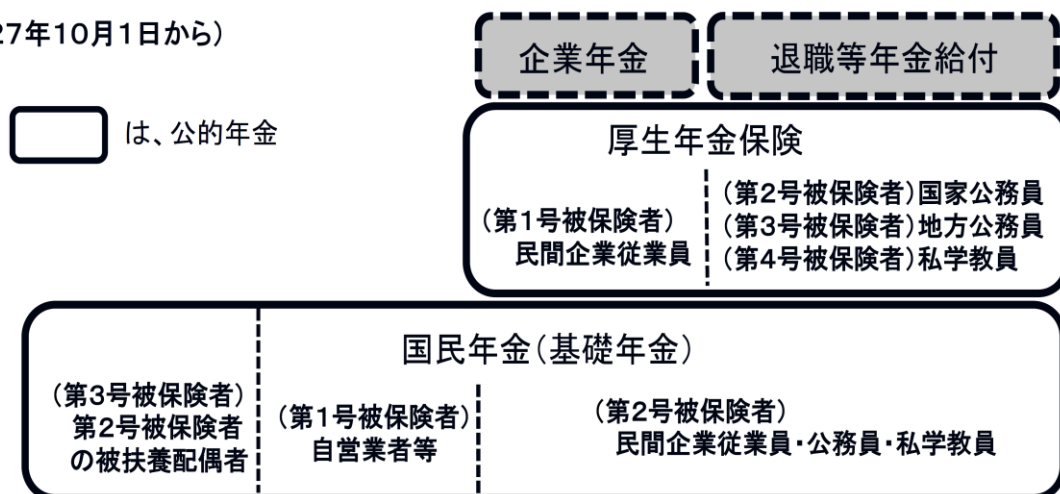
(1) 公的年金制度

我が国の公的年金制度は、全国民共通の基礎年金制度（国民年金）と、基礎年金制度の上乗せ部分としての被用者年金制度（厚生年金）に区分されます。

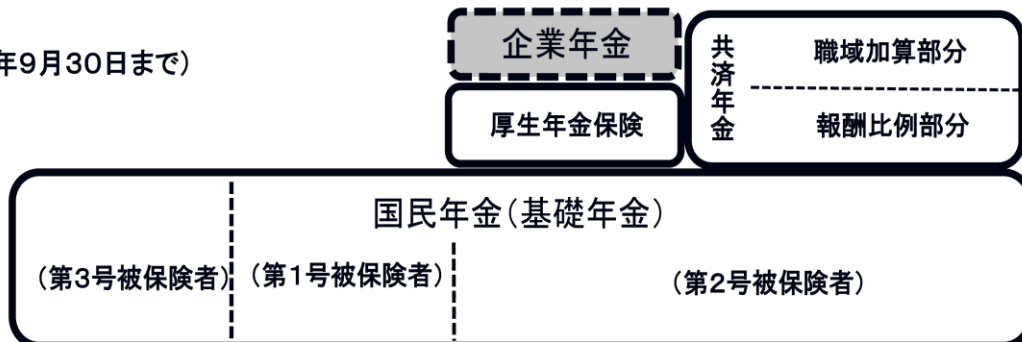
なお、被用者年金制度は、平成27年10月から厚生年金制度に一元化され、公務員なども厚生年金に加入することとなりました。

年金制度の体系

（平成27年10月1日から）



（平成27年9月30日まで）



(2) 国民年金制度

国民年金には、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての者（国民年金の被保険者）が加入することとなっています。

なお、この被保険者の種別は、次のように第1号から第3号までの3つの区分に分けられています。

（第 1 号被保険者）

20 歳以上 60 歳未満で、第 2 号被保険者又は第 3 号被保険者に該当しない者
（学生、農林漁業、商業などの自営業や自由業の者とその家族）

※ 第 1 号被保険者は、保険料（月額：17,920 円（令和 8 年 4 月からの額））
を個別に納付する必要があります。

（第 2 号被保険者）

厚生年金保険の被保険者で 65 歳未満の者

（第 3 号被保険者）

第 2 号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者

※ 第 2 号と第 3 号の被保険者は、保険料を個別に納付する必要はなく、第 2 号被保険者が加入している制度（国家公務員の 20 共済組合の場合には連合会）が一括して国民年金に払い込んでいます。

被保険者の種別は、就職、退職、転職、結婚などにより変更となる場合があります。その際には、住所地の年金窓口などへの届出が必要となります。届出を行わなかったり、届出が遅れたりした場合には、年金の受給に影響が生じることがありますので、所管の年金事務所又は市区町村役所の年金担当窓口に忘れずに届出を行ってください。

特に、第 2 号被保険者又は第 3 号被保険者であった者が第 1 号被保険者になった場合には、保険料を個別に納付する必要が生じますので、注意が必要です。

(3) 老齢基礎年金（国民年金制度から支給される年金）

65 歳から、老齢基礎年金が日本年金機構から支給されます。支給額は、20 歳から 60 歳までの 480 月（40 年）の全期間保険料を納付した場合、満額（昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの者：847,300 円（令和 8 年 4 月から））となります。

【老齢基礎年金の計算方法】

老齢基礎年金額 ＝ 847,300 円【満額】

× $\frac{\text{保険料納付済期間の月数（厚生年金被保険者期間月数、国民年金納付期間等）}}{480 \text{ 月（国民年金加入可能月数）}}$

(4) 被用者年金制度

ア 厚生年金の被保険者の種別と実施機関

平成 27 年 10 月から、厚生年金の被保険者は、厚生年金保険法第 2 条の 5 第 1 項に基づき、次の第 1 号から第 4 号までの 4 つの種別に分けられており、その種別に応

じた実施機関が、年金の決定や支給事務などを行っています。

被 保 険 者 の 種 別	実 施 機 関
第 1 号 ⇒ 第 2 号から第 4 号まで以外の厚生年金被保険者	厚生労働大臣（事務委託先：日本年金機構）
第 2 号 ⇒ 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険者	国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
第 3 号 ⇒ 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険者	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会等
第 4 号 ⇒ 私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金被保険者	日本私立学校振興・共済事業団

イ 老齢厚生年金と退職共済年金

国家公務員は、前述のとおり、平成 27 年 10 月から、厚生年金保険法第 2 条の 5 第 1 項第 2 号に規定する厚生年金被保険者（以下「**第 2 号厚生年金被保険者**」といいます。）となりました（暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。）。平成 27 年 9 月までの国家公務員共済組合の組合員であった期間については、第 2 号厚生年金被保険者期間であったものとみなされ、平成 27 年 10 月以後に年金の受給権が発生する国家公務員には、「老齢厚生年金」が支給されます。

老齢厚生年金は、65 歳から「本来支給の老齢厚生年金」が支給されますが、昭和 36 年 4 月 1 日以前に生まれた者については、特例により、「特別支給の老齢厚生年金」が 65 歳に達するまで支給されます。

なお、被用者年金制度の一元化により、平成 27 年 9 月 30 日をもって旧国共済期間に係る「職域加算額」が廃止となりましたが、同日までの国家公務員共済組合の組合員期間を有する者が老齢厚生年金を受給することとなったときは、老齢厚生年金と併せて、同日までの期間に係る「退職共済年金（経過的職域加算額）」が支給されます。

ウ 暫定再任用などの場合に適用される被保険者の種別

定年退職後も公務員あるいは民間企業などで就業する場合には、原則として被用者年金制度に加入することとなります。

① 暫定再任用フルタイム勤務職員の場合

第 2 号厚生年金被保険者となり、保険料（掛金）を負担することとなります。

老齢厚生年金の額は、再任用が終了した時点で、フルタイム勤務職員として勤務していた第 2 号厚生年金被保険者期間を加えて再計算されます。

② 民間企業などへの再就職又は再任用短時間勤務職員の場合

民間企業などに再就職した場合や再任用短時間勤務職員の場合において、フルタイム勤務職員の4分の3以上の勤務であれば、一般的には第1号厚生年金被保険者となり、保険料を負担することになります。その期間に係る老齢厚生年金は、退職後に日本年金機構から支給されます。

厚生年金への加入要件については、「6 定年後の社会保険制度」（106頁）の(1)を参照してください。

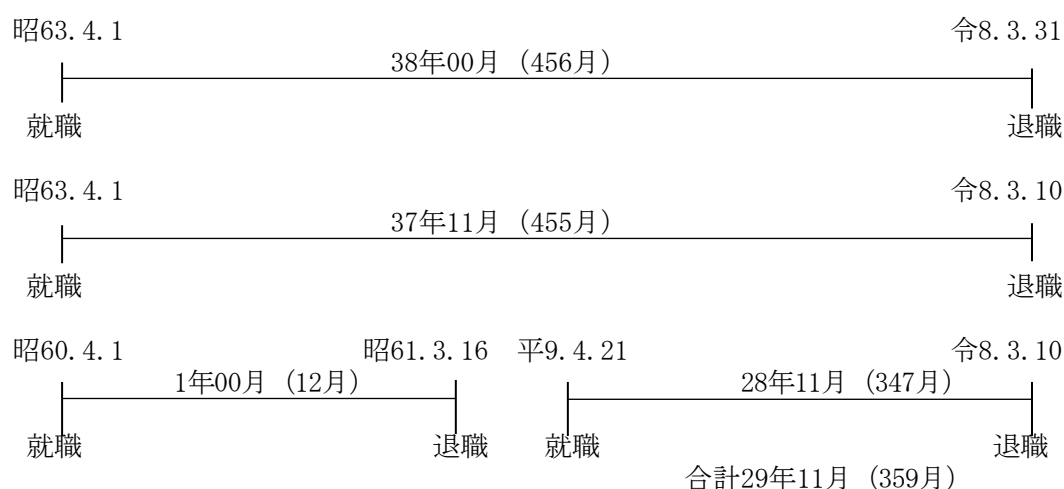
(5) 厚生年金の計算の基礎

厚生年金の額は、「第2号厚生年金被保険者期間の月数」と「平均標準報酬月額及び平均標準報酬額」を基に計算されます。

ア 被保険者期間の月数

第2号厚生年金被保険者期間は、国家公務員として「就職した月」から「退職した月の前月（当月の末日に退職した時は、その月）」までの期間の月数により計算されます。

ただし、昭和61年3月31日までの第2号厚生年金被保険者期間については、「就職した月」から「退職した月」までの期間の月数により計算されます。



イ 平均標準報酬月額・平均標準報酬額

① 平均標準報酬月額

平均標準報酬月額は、平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間に係る「各月の標準報酬月額の総額」を、その期間の月数で除した額です。

$$\text{平均標準報酬月額} = \frac{\text{平成15年3月以前の各月の標準報酬月額(注1)の総額}}{\text{平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間の月数}}$$

② 平均標準報酬額

平均標準報酬額は、平成15年4月以後の第2号厚生年金被保険者期間に係る「各月の標準報酬月額総額」と「標準賞与額の総額」の合計額をその期間の月数で除した額です。

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\text{平成15年4月以後の各月の標準報酬月額(注1)の総額} + \text{標準賞与額(注2)の総額}}{\text{平成15年4月以後の第2号厚生年金被保険者期間の月数}}$$

(注1) 各月の標準報酬月額は、各再評価率を乗じた額に置き換えて計算します。

(注2) 標準賞与額とは、期末手当と勤勉手当の額のことであり、6月及び12月それぞれの額について1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額(150万円が上限)となります。

なお、標準賞与額は、再評価率を乗じた額に置き換えて計算します。

(6) 老齢厚生年金と退職共済年金（経過的職域加算額）

《受給する年金のイメージ》

＜65歳に達する月分まで支給＞
(昭和36年4月1日以前に生まれた方)

特別支給の退職共済年金
(経過的職域加算額)

特別支給の老齢厚生年金
・報酬比例額

※ 国家公務員共済組合連合会が支給

＜65歳に達した月の翌月分から支給＞

本来支給の退職共済年金
(経過的職域加算額)

退職等
年金給付
(94頁)

本来支給の老齢厚生年金
・報酬比例額
・経過的加算額
・加給年金額(対象者がいる場合のみ)

※ 国家公務員共済組合連合会が支給

老齢基礎年金

※ 日本年金機構が支給

ア 65歳から支給される年金

① 本来支給の老齢厚生年金

本来支給の老齢厚生年金は、次のいずれの条件にも該当するときに支給されます。

- ・ 65歳に達していること
- ・ 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間が10年以上あること

$$\text{年金額} = (\text{A})\text{報酬比例額} + (\text{B})\text{経過的加算額} (+ (\text{C})\text{加給年金額})$$

(ア) 報酬比例額

(A) と (B) を比較し、高い方の年金額が支給されます。

(A) 本来水準額 ((i) と (ii) の合計額)

(i) 平成15年3月以前	平均標準報酬月額 (本年度再評価による水準)	×	$\frac{7.125}{1,000}$	×	平成15年3月以前の 2号厚生期間の月数
(ii) 平成15年4月以後	平均標準報酬額 (本年度再評価による水準)	×	$\frac{5.481}{1,000}$	×	平成15年4月以後の 2号厚生期間の月数

(B) 従前保証額 ((iii) と (iv) の合計額)

(iii) 平成15年3月以前	平均標準報酬月額 (平成6年水準)	×	$\frac{7.5}{1,000}$	×	平成15年3月以前の 組合員期間の月数	×	1.082 (注) (令和8年度)
(iv) 平成15年4月以後	平均標準報酬額 (平成6年水準)	×	$\frac{5.769}{1,000}$	×	平成15年4月以後の 組合員期間の月数	×	1.082 (注) (令和8年度)

(注) 昭和13年4月1日以前に生まれた方は、1.084に読み替えます。

(イ) 経過的加算額

経過的加算額は、第2号厚生年金被保険者期間のうち、老齢基礎年金の計算の基礎とならない20歳前や60歳以後の期間などに係る加算額です。金額は、特別支給の老齢厚生年金の「定額」(81頁イ②参照)が加算されていたものとして計算した額から、老齢基礎年金に振り替わる額を差し引いた額となります。

1,766円（厚生年金の定額単価（令和8年度（昭和31年4月2日以後生まれの者）））×被保険者月数（上限480月）

$$- \left[\begin{array}{c} 847,300 \text{円} \\ \text{（老齢基礎年金の額} \times \frac{\text{昭和36年4月1日以後の20歳以上} \\ \text{60歳未満の被保険者期間の月数} \\ \text{（令和8年度）} \quad \quad \quad 480 \text{月} \end{array} \right]$$

（ウ）加給年金額

厚生年金被保険者期間が20年以上ある者が65歳に達した時点で、次の要件を満たす、次表の65歳未満の配偶者や子がいるときは、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算されます。

また、配偶者の加給年金の額には、老齢厚生年金を受けている方の生年月日に応じて、36,000円から179,900円が特別加算されます。

- ・ 同居しており、生計を同一にしていること
- ・ 年間の収入が、将来にわたって850万円（所得の場合は655万5千円）未満であること

（令和8年4月から）

対 象 者		加給年金額	年 齢 要 件
配 偶 者		243,800円	65歳未満であること
子	2人目まで1人につき	243,800円	18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるか、20歳未満で厚生年金保険法施行令に定める障害の程度が1級、2級に該当し、かつ、婚姻していないこと
	3人目から1人につき	81,300円	

配偶者加給年金額の特別加算額（令和8年4月から）

受給権者の生年月日	特別加算額	加給年金額の合計額
昭和9年4月2日から昭和15年4月1日	36,000円	279,800円
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日	71,900円	315,700円

昭和16年4月2日から昭和17年4月1日	108,000円	351,800円
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日	143,900円	387,700円
昭和18年4月2日以後	179,900円	423,700円

【加給年金額の支給停止】

加給年金額の加算対象となっている配偶者が、老齢厚生年金（被保険者期間が20年以上又は共済組合等の加入期間を除いた期間が40歳（女性の場合は35歳）以後15年以上の場合に限る）、退職共済年金（組合員期間20年以上）を受け取る権利があるとき、又は障害年金を受けているときは、加給年金額の支給は停止されます。

ただし、令和4年3月時点で既に加給年金が支給されている場合等については、令和4年4月以降も引き続き加給年金額の支給を継続する経過措置が設けられています。

【加給年金額の失権】

加給年金額は、次に掲げる場合に該当したときは、加給されなくなります。

- ・ 配偶者や子が死亡したとき
- ・ 配偶者や子が受給権者によって生計を維持されなくなったとき
- ・ 配偶者が65歳に達したとき
- ・ 子が婚姻したとき
- ・ 子が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき
- ・ 2級以上に該当する障害の状態にある子が20歳に達したとき など

【加給年金額が打ち切られた場合の振替加算】

加給年金額は、その対象となっている配偶者が65歳に達すると加算されなくなりますが、配偶者自身が老齢基礎年金を受けられる場合には、一定の基準により、配偶者の老齢基礎年金の額に加算されます。これを「振替加算」といいます。ただし、配偶者が老齢厚生年金又は退職共済年金（原則として厚生年金の被保険者期間が240月以上の年金）や、障害年金を受給できるときは、加算されません。

(振替加算の額：令和8年4月から)

配 偶 者 の 生 年 月 日	加 算 額 (年額)
大正15年4月2日 ～ 昭和2年4月1日	243,100円
～	～
昭和31年4月2日 ～ 昭和32年4月1日	48,760円
昭和32年4月2日 ～ 昭和33年4月1日	42,177円
昭和33年4月2日 ～ 昭和34年4月1日	35,839円
昭和34年4月2日 ～ 昭和35年4月1日	29,256円
昭和35年4月2日 ～ 昭和36年4月1日	22,673円
昭和36年4月2日 ～ 昭和41年4月1日	16,335円
昭和41年4月2日以後	加算額なし

なお、配偶者が先に老齢基礎年金を受給している場合(配偶者が年上の場合)には、本人が65歳に到達し、本来支給の老齢厚生年金を受給できるようになったときから、配偶者の老齢基礎年金に加算されることとなります。

② 本来支給の退職共済年金(経過的職域加算額)

平成27年9月までの共済組合員であった期間(以下「旧国共済期間」という。)を有する者については、本来支給の老齢厚生年金に併せて退職共済年金(経過的職域加算額)が支給されます。(ただし、1年以上の引き続く旧国共済期間であった期間を有する場合又は1年以上の引き続く旧国共済期間であった期間は有しないものの、当該期間に引き続く平成27年10月以後の第2号厚生年金被保険者期間と合算して1年以上となる場合に限りです。)

(年金額)

本来水準額(A)と従前保証額(B)を比較して高い方の年金額が支給されます。

(A) 本来水準額((i)と(ii)の合計額)

$$\begin{aligned}
 & \text{(i) 平成15年3月以前 平均標準報酬月額} \times \frac{\text{(給付乗率)} 1.425}{1,000} \text{(注2)} \times \text{平成15年3月以前の旧国共済期間の月数} \\
 & \quad \text{(本年度再評価による水準)} \\
 & \text{(ii) 平成15年4月以後 平均標準報酬額(注1)} \times \frac{\text{(給付乗率)} 1.096}{1,000} \text{(注2)} \times \text{平成15年4月以後の旧国共済期間の月数} \\
 & \quad \text{(本年度再評価による水準)}
 \end{aligned}$$

(B) 従前保証額 ((iii)と(iv)の合計額)

$$\begin{aligned}
 & \text{(iii) 平成15年3月以前 平均標準報酬月額} \times \frac{\text{(給付乗率)} 1.5}{1,000} \text{(注2)} \times \text{平成15年3月以前の旧国共済期間の月数} \times \frac{\text{(従前額改定率)} 1.082 \text{(注)}}{\text{(令和8年度)}} \\
 & \text{(iv) 平成15年4月以後 平均標準報酬額(注1)} \times \frac{\text{(給付乗率)} 1.154 \text{(注2)}}{1,000} \times \text{平成15年4月以後の旧国共済期間の月数} \times \frac{\text{(従前額改定率)} 1.082 \text{(注)}}{\text{(令和8年度)}}
 \end{aligned}$$

(注1) 平成27年9月以前の標準報酬月額及び標準期末手当などの額を基礎として計算した平均標準報酬額となります。

(注2) 旧国共済期間の月数が240月(20年)未満であるときの給付乗率は、1/2を乗じます。

(注3) 昭和13年4月1日以前に生まれた方は、1.084に読み替えます。

イ 65歳までの間に支給される年金(昭和36年4月1日以前に生まれた者が対象)

① 特別支給

公的年金(報酬比例部分)の支給開始年齢の段階的な引き上げ(61歳~64歳)の対象者に対しては、それぞれの年金支給開始年齢から、本来支給の年金が支給される65歳に達するまでの間、「特別支給の老齢厚生年金」及び「平成27年9月までの共済組合員期間を有する者には、特別支給の退職共済年金(経過的職域加算額)」が支給されます。

② 支給額

支給額は、それぞれ、本来支給の老齢厚生年金の報酬比例額及び退職共済年金(経過的職域加算額)と同額です。

なお、長期加入者特例(被保険者期間44年以上)及び障害者特例(65歳到達前に障害等級3級以上に該当することとなった場合)が適用される者には、「定額(※)」及び「加給年金額(対象者がいる場合のみ)」が加算されます。

(※) 定額=1,766円(昭和31年4月2日以後生まれの者)×第2号厚生年金の被保険者月数(480月を限度)

ウ 老齢厚生年金等の繰上げ支給

次の①から④までの要件を満たしている者が、特別支給の老齢厚生年金が支給される年齢に達する前に年金の繰上げ支給を請求したとき(請求により受給権発生)に繰上げ支給の老齢厚生年金等を受給することができます。ただし、加給年金額は、受給権者が65歳に達するまでは加算されません。

① 60歳以上65歳未満であること

② 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間が10年以上あること

- ③ 被保険者期間（第2号厚生年金被保険者期間以外の他の種別の厚生年金被保険者期間を含む。）が1年以上あること（※）

※ 昭和36年4月2日以降に生まれた者には、この要件はありません。

- ④ 現に国民年金に任意加入していないこと

繰上げの請求を行った場合の年金額は、繰上げを請求した月数に応じて、1月当たり0.4%減額(注)された額となり、請求月の翌月から支給されます。また、65歳以後もこの減額された額が支給されることとなり、その額は生涯にわたり変わりません。

この年金の請求に当たっては、他の種別に係る老齢厚生年金、退職共済年金（経過的職域加算額）及び老齢基礎年金（国民年金）についても、同時に繰上げ請求を行う必要があります。

また、繰上げ支給の老齢基礎年金を請求した場合には、将来、事後重症による障害厚生年金や障害基礎年金等を請求することはできません。

（例）昭和40年4月2日以後に生まれた者が、60歳0か月から繰上げ請求をした場合（本来の支給開始年齢が65歳であるため、60月まで繰上げ可能）

- ・老齢厚生年金 $0.4\% \times 60\text{月} = \underline{24\% \text{減額}}$
- ・退職共済年金（経過的職域加算額） $0.4\% \times 60\text{月} = \underline{24\% \text{減額}}$
- ・老齢基礎年金 $0.4\% \times 60\text{月} = \underline{24\% \text{減額}}$

（注）昭和37年4月1日以前に生まれた者が繰上げ請求した場合の減額率は、1月当たり0.5%となります。

エ 老齢厚生年金等の繰下げ支給

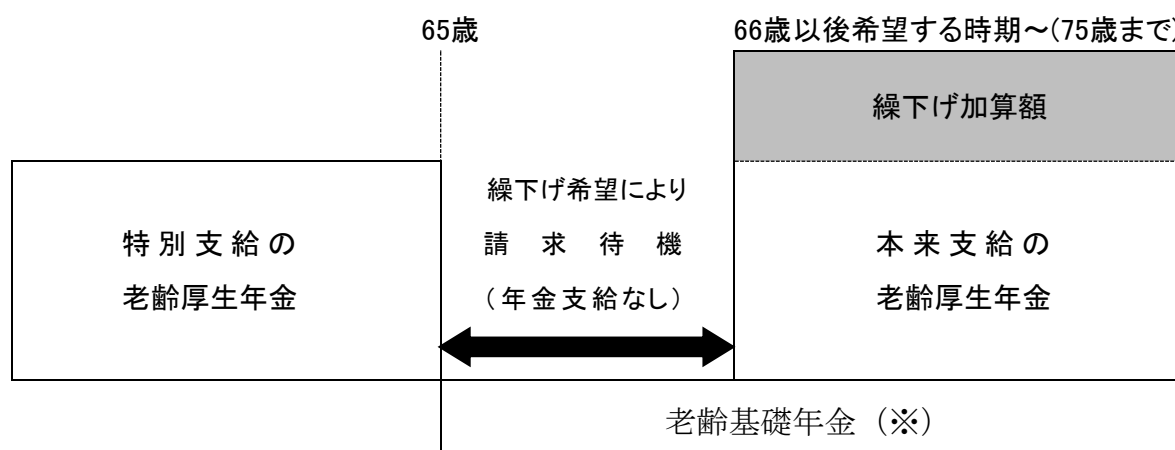
本来支給の老齢厚生年金は、65歳に達した月の翌月から受給することとされていますが、本人の希望により、65歳から受給せず、66歳以降に受給開始を遅らせることによって、本来の受給額よりも割り増した老齢厚生年金を受給することができます。なお、退職共済年金（経過的職域加算額）についても、老齢厚生年金と同様の条件により、当該年金の繰下げの申出を行うことができます。ただし、65歳に達して本来支給の老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して1年を経過した日（通常は66歳に達する日）までの間（繰下げ待機期間（年金を受給することができない期間））に当該年金を請求していないことが条件となります。

なお、特別支給の老齢厚生年金については、繰下げて受給することはできません。

繰下げの期間は、66歳から75歳（昭和27年4月1日以前に生まれた者は70歳）までの間で、月単位により設定することができます。

繰下げの申出を行った場合の年金額は、繰下げを行わなかった場合の年金額(注1)に対し、65歳から繰り下げた期間の月数(最小12月、最大120月(令和4年4月1日改正))に応じて、1月当たり0.7%増額された年金額となり、生涯にわたって受給することができます。

(例) 66歳から受給 $0.7\% \times 12\text{月} = \underline{8.4\% \text{増額}}$
 70歳から受給 $0.7\% \times 60\text{月} = \underline{42.0\% \text{増額}}$
 75歳から受給 $0.7\% \times 120\text{月} = \underline{84.0\% \text{増額}}$



(注1) 在職支給停止(下記才参照)となった場合には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止されることになります。65歳以後、繰下げ支給の請求を行うまでの間に厚生年金保険に加入している期間がある場合には、その間に係る在職支給停止に相当する額は、繰下げ支給の割増しの対象とはなりません。

(注2) 加給年金額は、繰下げを行っても増額されません。また、65歳以降繰下げ支給されるまでの間は、加給年金額を受給することはできません。

(※) 老齢基礎年金についても、老齢厚生年金と同様に支給繰下げ制度が設けられており、66歳以後に繰り下げて受給することができます(75歳までの最大120月)。この場合、繰り下げた期間の月数1月につき0.7%の額が加算されます。
 他の種別に係る老齢厚生年金及び退職共済年金(経過的職域加算額)は同時に繰り下げる必要がありますが、老齢基礎年金については、これらと一緒に繰り下げること、いずれか一方のみを繰り下げること可能です。

なお、令和2年の年金制度改正法により、令和4年4月1日から公的年金の繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられたことに伴い、消滅時効(5年間)に対応するための仕組みとして、本来受給選択時の「特例的な繰下げみなし増額」が令和5年4月1日から施行されました。この仕組みは、70歳に達した日後に本来の

老齢年金を請求する際、繰下げ申出を行わず、さかのぼって本来の年金を受け取ることを選択した場合であっても、請求日の５年前に繰下げの申出を行ったものとみなし、増額された年金を受給することができるものです。

オ 在職支給停止

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者となり、「賃金＋年金」の月額が一定の金額（６５万円）を超えた場合には、次の条件により、年金の一部又は全部が支給停止となります。

① 老齢厚生年金の支給停止

(計算前提)

年金の月額 ＝ (老齢厚生年金の額－加給年金額－経過的加算額) ÷ 12

賃金の月額 ＝ 当月の標準報酬月額＋当月以前１年間の標準賞与額 ÷ 12

《(年金の月額＋賃金の月額) ≤ 65万円》

支給停止額はなく、全額支給

《(年金の月額＋賃金の月額) > 65万円》

支給停止額 ＝ $\frac{(\text{年金の月額} + \text{賃金の月額} - 65 \text{万円}) \times 1}{2}$

② 退職共済年金（経過的職域加算額）の支給停止

第２号及び第３号厚生年金被保険者である期間については、当該年金の支給が停止されます。それ以外の場合（他の種別の厚生年金被保険者である場合など）には、全額支給されます。

カ ２以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合の取扱い

第２号厚生年金被保険者期間のほかに、他の種別の厚生年金被保険者期間を有している場合の老齢厚生年金については、次のとおり取り扱われます。

① 報酬比例額の計算

種別ごとの厚生年金被保険者期間や標準報酬月額などに基づいて年金額が計算され、種別ごとに老齢厚生年金（報酬比例額）が決定・支給されます。

② 加給年金額の加算

a 加給年金額は、種別ごとの老齢厚生年金の計算基礎となっている厚生年金被保険者期間の月数を合算し、その合計が２４０月以上ある者の年金に加算されます。

A : 第 2 号厚生年金被保険者期間	B : 第 1 号厚生年金被保険者期間
---------------------	---------------------

$A + B \geq 240 \text{ 月} \rightarrow \text{加給年金額の加算に該当}$

- b 前記 a の要件に該当する加給年金額については、原則として、それぞれの年金額の計算の基礎となっている厚生年金被保険者期間が最も長い種別の年金に加算されます。

キ 老齢厚生年金と雇用保険法による基本手当との調整

65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、失業給付（雇用保険法による基本手当）を受給するために、公共職業安定所に求職の申込みを行った場合には、老齢厚生年金と雇用保険法による基本手当との給付調整により、老齢厚生年金の支給が停止されます。

(7) 障害給付

ア 障害基礎年金

次の①から③の全ての要件を満たしているときは、日本年金機構から「障害基礎年金」が支給されます。

- ① 障害の原因となった病気やけがの初診日（当該傷病について初めて医師等の診療を受けた日）が次のいずれかの間にあること。
 - ・ 国民年金加入期間
 - ・ 20歳前又は日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間
- ② 障害の状態が、障害認定日（障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日）に、障害等級表に定める1級又は2級に該当していること。
- ③ 初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。

ただし、初診日が令和18年3月末日までのときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

また、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

年金額（令和8年4月分から）は、次のとおりです。

1級の場合 1,059,125円（昭和31年4月2日以後生まれの者の額）

2級の場合 847,300円（ 〃 ）

なお、生計を維持している子がいる場合は、次の額が加算されます。

対 象 者	子の加算額 (1人につき)	子 の 年 齢 要 件
2人目まで	243,800円	18歳になった後の最初の3月31日までの子、 または20歳未満で障害等級1級または2級の状 態にある子
3人目以降	81,300円	

イ 障害厚生年金

第2号厚生年金被保険者又は被保険者であった者が、次の①から③までのいずれかの場合に該当し、かつ、保険料納付要件を満たしているときは、「障害厚生年金」

が支給されます。

(注) 初診日の属する月の前々月までの直近1年間に国民年金の保険料未納期間があるときなどは、障害厚生年金が支給されない場合があります。

- ① 傷病に係る初診日において第2号厚生年金被保険者であった者が、当該傷病により、障害認定日（初診日から1年6月を経過した日、又は、その前に症状が固定もしくは治癒したときはその日）に、厚生年金保険法施行令で定める障害の程度が1級から3級の状態にあるとき
- ② 傷病に係る初診日に第2号厚生年金被保険者であり、かつ、障害認定日に3級以上の障害等級に該当しなかった者が、同一傷病により、その後65歳に達する日の前日までの間に3級以上に該当し、請求したとき
- ③ 第2号厚生年金被保険者である間に初診日のある傷病と、それ以前から有していた他の障害とを併合して、65歳に達する日の前日までの間に2級以上の障害の状態になったとき

(年金額)

- 障害等級が1級の場合
年金額＝報酬比例の年金額×1.25（＋配偶者の加給年金額 243,800円※）
 - 障害等級が2級の場合
年金額＝報酬比例の年金額（＋配偶者の加給年金額 243,800円※）
 - 障害等級が3級の場合
年金額＝報酬比例の年金額（昭和31年4月2日以後生まれの者の最低保障額 635,500円）
- ※ 配偶者の加給年金が支給停止要件に該当する場合（79頁参照）には、加算されません。

報酬比例額の計算式は、老齢厚生年金と同様となりますが、被保険者期間月数は、障害認定日の属する月までの期間で計算されます（障害認定日前の他の種別の被保険者期間も算入）。なお、被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算されます。

また、初診日において第2号厚生年金被保険者であった者が、当該初診日から起算して5年を経過する日までの間に傷病が治癒（症状固定を含む。）した日において、政令で定める一定の障害（障害等級3級の障害よりやや程度の軽い障害）等の要件を満たしているときは、一時金として「障害手当金」（＝報酬比例額×2）が支給されます。

ウ 障害共済年金（経過的職域加算額）

イの障害厚生年金が支給される場合で、平成２７年９月までに初診日がある障害の場合は、障害共済年金（経過的職域加算額）が支給されます。

- ・ 年金額の計算式は、退職共済年金（経過的職域加算額）と同様です。ただし、被保険者期間月数は、障害認定日の属する月まで（障害認定日が平成２７年１０月１日以後であるときは、平成２７年９月まで）の期間で計算されます。
- ・ 平成２７年９月までの被保険者期間が３００月未満の場合には、３００月として計算されます。
- ・ 障害の程度が障害等級１級のときは、年金額に１．２５を乗じた額となります。

【在職支給停止】

障害厚生年金は、厚生年金被保険者である間でも全額支給されます。ただし、第２号及び第３号厚生年金被保険者である間は、障害共済年金（経過的職域加算額）は全額が支給停止となります。

【公務調整】

公務等による障害共済年金（経過的職域加算額）については、別途、国家公務員災害補償法等による障害補償年金等が支給される間は、当該年金のうち、３００月に相当する部分の額の支給が停止されます。

(8) 遺族給付

ア 遺族基礎年金

遺族厚生年金が支給される場合（下記イ参照）で、その者によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子（次のいずれかに該当する方）」には、遺族基礎年金が併せて支給されます。なお、生計維持関係については、遺族厚生年金と同様です。

- ・ 配偶者については、次の子と生計を同じくしている方
- ・ 子については、１８歳に達した日以後の最初の３月３１日までの間にある方、又は２０歳未満で障害等級１級又は２級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていない方

年金額（令和8年4月から）

区 分	A：基本額	B：子の加算額
配偶者が受ける遺族基礎年金 （AとBを合算した額）	847,300 円 （子のある配偶者 （昭和31年4月 2日以後生まれの 者の額））	子1人目および2人目の加算額 ：各 243,800 円 子3人目以降の加算額 ：各 81,300 円
子が受ける遺族基礎年金 （子1人当たりの年金の 額は、AとBを合算した 額を子の数で除した額）	847,300 円 （子1人目）	子2人目の加算額：243,800 円 子3人目以降の加算額 ：各 81,300 円

※ Aは老齢基礎年金の満額相当額で、金額はいずれも定額。

イ 遺族厚生年金

（受給要件）

第2号厚生年金被保険者（在職中）又は老齢厚生年金等を受けている方などが、次の①から④のいずれかの場合に該当したときは、その方の遺族の方に「遺族厚生年金」が支給されます。

ただし、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金保険料の未納期間があるときなどは、遺族厚生年金が支給されない場合があります。

- | | |
|--|--------|
| ① 第2号厚生年金被保険者が死亡したとき | 「短期要件」 |
| ② 被保険者であった間に初診日がある傷病により、被保険者の資格を喪失した後、その初診日から5年以内に死亡したとき | |
| ③ 障害厚生年金又は障害共済年金（1級、2級）の受給権者が死亡したとき | |
| ④ 保険料納付済等期間が25年以上ある者（老齢厚生年金の受給資格を満たした者）、又は保険料納付済等期間が25年以上ある老齢厚生年金等の受給権者が死亡したとき | 「長期要件」 |

（注1）短期要件と長期要件の両方に該当するとき（例えば、保険料納付済等期間が25年以上の第2号厚生年金被保険者の者が死亡したときなど）は、遺族の方の申出がなければ、「短期要件」に該当することとされています。

（注2）短期要件による遺族厚生年金の額の計算においては、300月みなしの保障措置があります。

（遺族の範囲と順位）

被保険者又は被保険者であった者の死亡当時、その者によって「生計を維持していた者」（※）で、遺族厚生年金を受給できる遺族の順位は、次のとおりです。

※ 「生計を維持していた者」とは、生計を共にしていて、かつ、恒常的な年収が850万円未満（又は所得額が655万5千円未満）である者をいいます。

- ① 子のある配偶者
- ② 子（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は20歳未満で障害等級1級又は2級に該当し、かつ、現在婚姻していない者）（注1）
- ③ 子のない配偶者（注2）
- ④ 父母（55歳以上の者）（注3）
- ⑤ 孫（注4）
- ⑥ 祖父母（55歳以上の者）（注5）

（注1） 子のある妻又は子のある55歳以上の夫が遺族厚生年金を受け取っている間は支給されません。

（注2） 子のない30歳未満の妻は、5年間のみ受給できます。また、子のない夫は、55歳以上である方に限り受給できますが、受給開始は60歳からとなります（ただし、遺族基礎年金をあわせて受給できる場合に限り、55歳から60歳の間であっても遺族厚生年金を受給できます）。

（注3） 60歳以後の支給となります。また、配偶者又は子が遺族厚生年金を受け取っている間は支給されません。

（注4） 配偶者、子又は父母が遺族厚生年金を受け取っている間は支給されません。

（注5） 60歳以後の支給となります。また、配偶者、子、父母又は孫が遺族厚生年金を受け取っている間は支給されません。

（年金額） 年金額 ＝ 報酬比例額（＋中高齢寡婦加算額（注））

（注） 中高齢寡婦加算額 635,500円（令和8年度）

妻が遺族厚生年金を受ける場合で、次のいずれかの条件に該当するときは、65歳に達するまでの間、加算されます。

- ① 遺族厚生年金の受給権を取得した当時40歳以上65歳未満の妻であるとき
- ② 遺族厚生年金の受給権取得日後40歳に達した当時遺族に該当する子と生計を同じくしていて、その状態が継続している65歳未満の妻であるとき
- ③ 長期要件の場合は、被保険者期間が240月以上であるとき

- ・ 報酬比例額は、老齢厚生年金と同じ計算式により計算した額の3／4となります。
- ・ 「短期要件」に該当する場合、被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算します。また、複数の種別の厚生年金被保険者期間がある場合は、合算されます。
- ・ 受給者である妻が、被保険者又は被保険者であった者の死亡について遺族基礎年金の支給を受けるときは、その間、中高齢寡婦加算額の支給は停止され

ます。

- ・ 受給者である妻が65歳となったときは、中高齢寡婦加算額が加算されなくなり、年金額が減額となりますが、代わりにご自身の老齢基礎年金が支給されます。

ウ 遺族共済年金（経過的職域加算額）

遺族厚生年金が支給される場合において、平成27年9月までの被保険者期間を有していた者の遺族には、遺族共済年金（経過的職域加算額）が支給されます（ただし、平成27年10月以降の組合員期間中に初診日がある公務傷病により死亡した場合を除きます。）。

- ・ 年金額は、退職共済年金（経過的職域加算額）と同じ計算式により計算した額の3/4となります。ただし、公務外の傷病による死亡の場合は、給付事由発生日（令和7年10月1日以降）の区分に応じた割合を乗じます。

給付事由が生じた日（死亡日）	割合
令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 8 年 9 月 30 日	29/30
令和 8 年 10 月 1 日 ～ 令和 9 年 9 月 30 日	28/30
令和 9 年 10 月 1 日 ～ 令和 10 年 9 月 30 日	27/30
令和 10 年 10 月 1 日 ～ 令和 11 年 9 月 30 日	26/30
令和 11 年 10 月 1 日 ～ 令和 12 年 9 月 30 日	25/30
令和 12 年 10 月 1 日 ～ 令和 13 年 9 月 30 日	24/30
令和 13 年 10 月 1 日 ～ 令和 14 年 9 月 30 日	23/30
令和 14 年 10 月 1 日 ～ 令和 15 年 9 月 30 日	22/30
令和 15 年 10 月 1 日 ～ 令和 16 年 9 月 30 日	21/30
令和 16 年 10 月 1 日 以降	20/30

- ・ 第2号厚生年金被保険者である間に死亡した場合で、平成27年9月までの期間が300月未満のときは、300月とみなして計算します。

(9) 離婚等の場合の年金分割

年金分割は、婚姻期間中の厚生年金の標準報酬を按分割合（後述）に応じて分割（改定）する制度です。

ア 平成19年4月以後に離婚等をした場合の年金額の分割

平成19年4月以降に離婚等をした場合に、当事者間の合意又は裁判手続により、分割請求すること及び請求する按分割合（最大50%）を定めたときには、当事者それぞれの婚姻期間中の標準報酬総額（婚姻中の全ての種別の厚生年金被保険者期間に係る標準報酬総額）を比べて、多い方から少ない方へ標準報酬総額の一部を分割することができます。分割の割合は、夫婦の話し合い又は裁判所の決定によります。

年金分割の請求は、原則、離婚等の日（※）の翌日から起算して2年以内に行わなければなりません。配偶者に分割された標準報酬月額等に基づく年金は、分割を受けた配偶者自身の支給開始年齢から支給され、分割を行った後に、分割をされた被保険者本人が死亡した場合でも、分割を受けた配偶者の年金受給に影響はありません。なお、分割の対象となるのは、老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）であり、それぞれの老齢基礎年金には影響はありません。

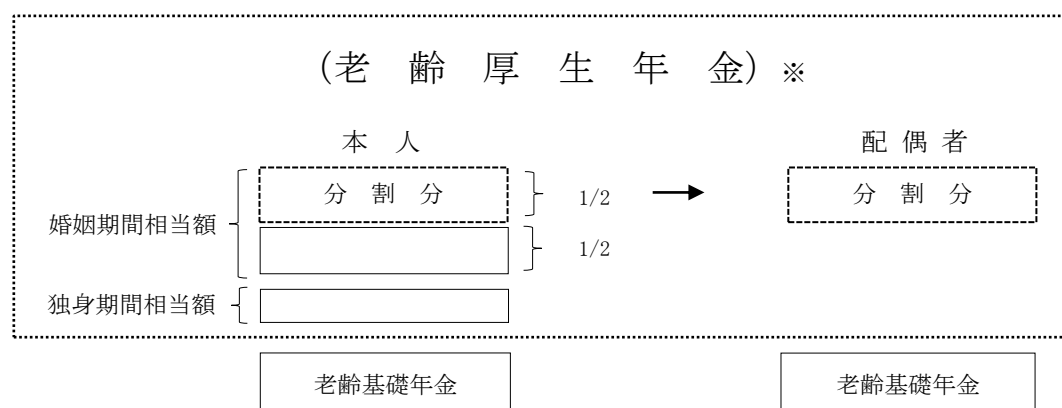
また、再婚した場合であっても、引き続きご自身の年金として受給することができます。

（※） 離婚等の日

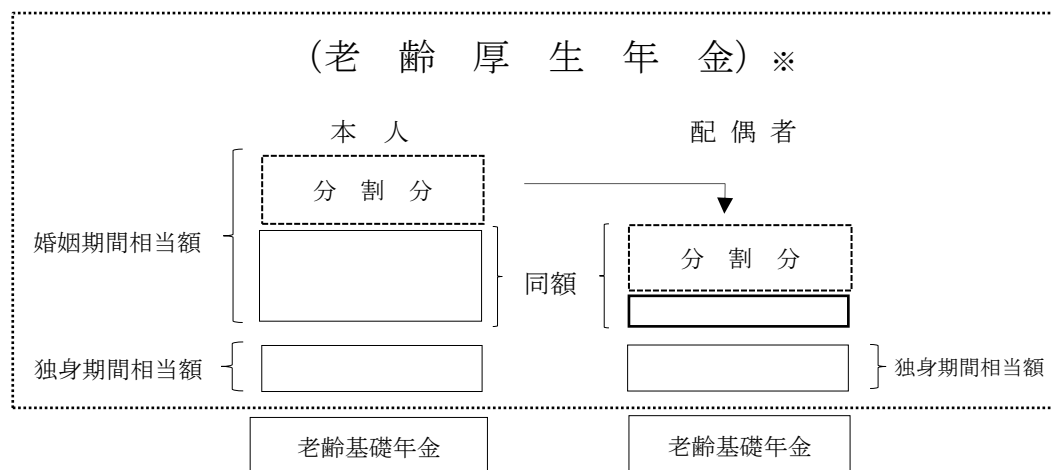
- ① 離婚が成立した日
- ② 婚姻が取り消された日
- ③ 事実婚関係が解消したと認められる日（事実婚期間から引き続く法律婚期間を有する場合を除く）

《参考》 年金分割の例

（専業主婦世帯）



（共働き世帯）

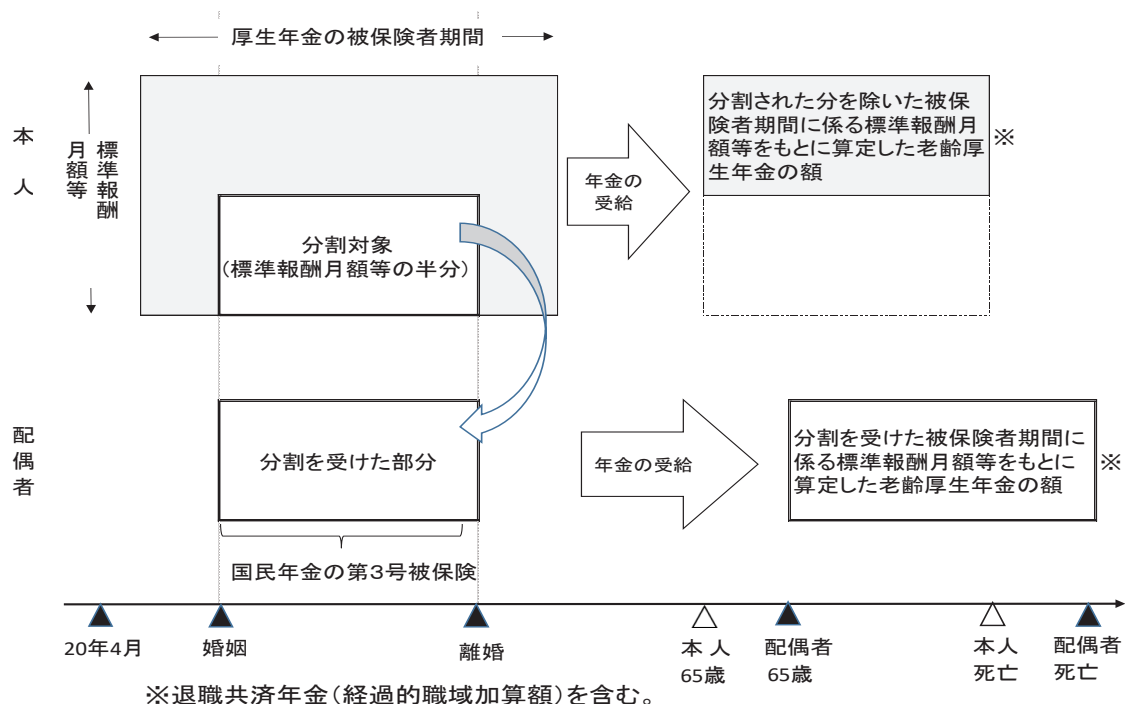


※ 退職共済年金（経過的職域加算額）を含む。

イ 平成20年4月からの国民年金の第3号被保険者期間の年金分割

平成20年5月以降に離婚等が成立した場合には、夫婦間の合意が得られない場合であっても、厚生年金被保険者の被扶養配偶者である国民年金の第3号被保険者期間については、夫婦が共同で掛金を負担したものとみなされます。このため、第3号被保険者であった配偶者の請求により、標準報酬総額の2分の1が自動的に第3号被保険者であった配偶者の分となります。ただし、自動的に分割されるのは、第3号被保険者であった配偶者の平成20年4月以後の第3号被保険者期間のみであり、それ以外の期間については、アと同様に、夫婦の合意又は裁判所の決定が必要となります。分割された標準報酬総額に基づく年金は、分割を受けた配偶者自身の支給開始年齢から支給され、分割をされた被保険者本人が死亡した場合でも、分割を受けた配偶者は生涯受給することができます。

この場合においても、分割の対象となるのは老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）であり、それぞれの老齢基礎年金には影響はありません。



(10) ねんきん定期便

国家公務員共済組合連合会から通知される「ねんきん定期便」は、現在、国家公務員共済組合に加入している者又は直近に国家公務員共済組合に加入していた者などを対象として、原則として、毎年の誕生月の下旬に連合会から送付されます。

ア 35歳、45歳及び59歳の方…封書による通知

- これまでの年金加入期間

- ・ 老齢厚生年金の見込額
50歳以上の者……現在の加入条件で60歳到達後の3月まで加入したものと仮定した金額
50歳未満の者……これまでの加入実績に応じた額
- ・ これまでの年金加入履歴
- ・ これまでの厚生年金期間に係る各月別の標準報酬月額及び保険料納付額等の月別状況
- ・ これまでの国民年金保険料納付状況（国民年金加入歴のある者のみ）

イ ア以外の方……ハガキによる通知

- ・ これまでの年金加入期間
- ・ 老齢厚生年金の見込額
50歳以上の者……現在の加入条件で60歳到達後の3月まで加入したものと仮定した金額
50歳未満の者……これまでの加入実績に応じた額
- ・ 直近1年間の標準報酬月額及び保険料納付額等
- ・ これまでの保険料納付額（累計額）

（参考）KKR年金スマートサービス

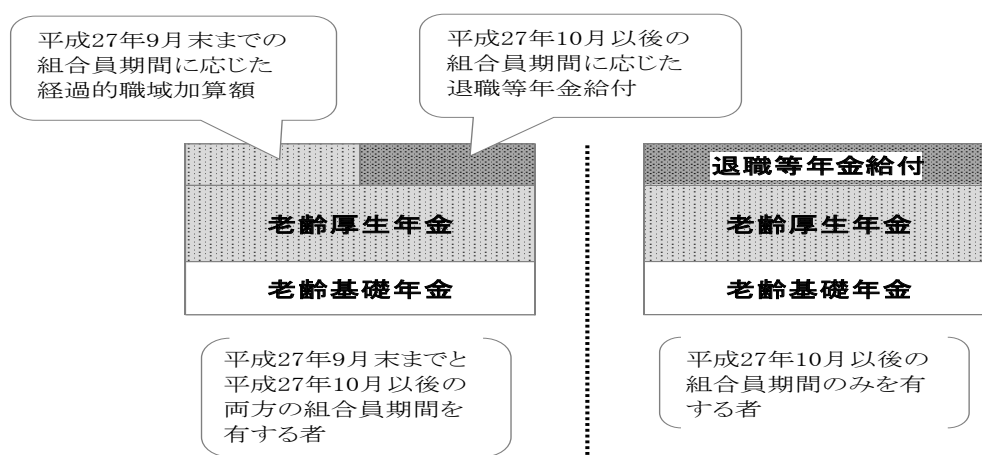
国家公務員共済組合連合会では、年金の受給年齢に達していない現在の組合員及び元組合員（後に地方公務員共済組合員になった者を除く）を対象として、インターネットを通じて、第2号厚生年金被保険者期間、各月の標準報酬月額や標準期末手当等の額、ねんきん定期便、退職年金分掛金の払込実績通知書及び老齢厚生年金額試算等の年金情報を、電子的に受け取ることができる「KKR年金スマートサービス」を提供しています。詳しくは、国家公務員共済組合連合会のホームページをご覧ください。（HPアドレス：<https://www.kkr.or.jp/nenkin/kkr-2.html>）

3 退職等年金給付制度

平成27年10月の「被用者年金制度の一元化」により、国家公務員は「厚生年金保険制度」の適用を受けることとなり、これに伴い「職域加算額」は廃止され、公的年金（基礎年金・厚生年金）とは別枠の給付として支給される年金として、新たに創設された「退職等年金給付制度」の適用を受けることとなりました。

退職等年金給付には、組合員又は組合員であった者の退職を支給事由とする退職年金、公務上の障害を支給事由とする公務障害年金、公務上の死亡を支給事由とする公務遺族年金の3種類があります。

《 制度移行期間中の給付イメージ 》



(1) 退職年金

退職年金は、老齢厚生年金に対応する退職等年金給付制度の年金です。平成27年10月以後の期間を有する国家公務員には、老齢厚生年金に上乗せされる形で支給される別枠の給付として、原則65歳から退職等年金給付制度による「退職年金」が支給されます。また、平成27年9月末までの期間を有する者については、退職共済年金として、その期間に係る「経過的職域加算額」も支給されます。

なお、当分の間の措置として、60歳以上65歳に達する日の前日までの間において、希望するときから受給開始を繰り上げて受給することができます。ただし、この請求は、終身退職年金と有期退職年金を同時に行う必要があります。

また、65歳を超え75歳に達する日の前日までの間において、希望するときから受給開始を繰り下げて受給することもできます。この申出についても、繰上げによる受給の請求と同様に、終身退職年金と有期退職年金を同時に行う必要があります。

【受給要件】

次の全ての要件を満たしている場合に受給することになります。

- ・ 65歳以上であること
- ・ 退職していること
- ・ 1年以上引き続く組合員期間を有していること

【退職年金の種類】

退職年金は、次の2種類に分類されます。

ア 終身退職年金

支給期間を終身とする年金

イ 有期退職年金

支給期間を240月とする年金（当該年金の給付事由が生じた日から6月以内に、退職年金の請求と同時に「支給期間を120月」とする短縮の申出を行うことが可能です。また、退職年金の請求と同時に請求することで、年金ではなく一時金としての受取りも可能です。（下記の【年金等額】のウ参照。）

【年金等額】

退職年金は、年金の2分の1を「終身退職年金」として、残りの2分の1を「有期退職年金」として受給することとなります。年金等の額は、給付算定基礎額を基礎として、それぞれ次のように計算されます。

$$\begin{aligned} \text{給付算定基礎額} = & (\text{平成27年10月1日以後の組合員期間に係る各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額} \times \text{付与率}) \text{の累計額} \\ & + \\ & \text{当該各月から給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に} \\ & \text{応じ、基準利率により複利計算の方法で計算した利子の総額} \end{aligned}$$

ア 終身退職年金額

（当初決定時から9月30日までの年金額）

$$\text{終身退職年金額} = \text{終身退職年金算定基礎額}^{\ast 1} / \text{受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率}^{\ast 2}$$

※1 給付算定基礎額 $\times 1/2$ （組合員期間が10年未満の時は $1/4$ ）

※2 毎年9月30日までに、連合会の定款で定める率

（10月1日以後の決定額）

$$\begin{aligned} \text{終身退職年金額} = & \text{各年の10月1日から翌年9月30日までの間における} \\ & \text{終身退職年金算定基礎額}^{\ast 3} / \text{各年の10月1日における} \\ & \text{受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率}^{\ast 3} \end{aligned}$$

※3 各年の9月30日における終身退職年金額 $\times$ 同日における受給権者の年齢（各年の3月31日における受給権者の年齢 $+1$ 歳）に対して適用される終身年金現価率 $^{\ast 2}$

イ 有期退職年金額

（当初決定時から9月30日までの年金額）

$$\text{有期退職年金額} = \text{有期退職年金算定基礎額}^{\ast 4} / \text{受給残月数}^{\ast 5} \text{に応じた有期年金現価率}^{\ast 6}$$

※4 給付算定基礎額×1／2（組合員期間が10年未満の時は1／4）

※5 「240月（短縮申出があった場合は120月）－その年の9月分までの有期退職年金の支給済月数」により計算した受給残月数

※6 毎年9月30日までに連合会の定款で定める率

（10月1日以後の決定額）

有期退職年金額＝各年の10月1日から翌年9月30日までの間における
有期退職年金算定基礎額^{※7}／各年の10月1日における
受給残月数に応じた有期年金現価率

※7 各年の9月30日における有期退職年金額×その年の10月1日における受給残月数に応じて適用される有期年金現価率

ウ 有期退職一時金

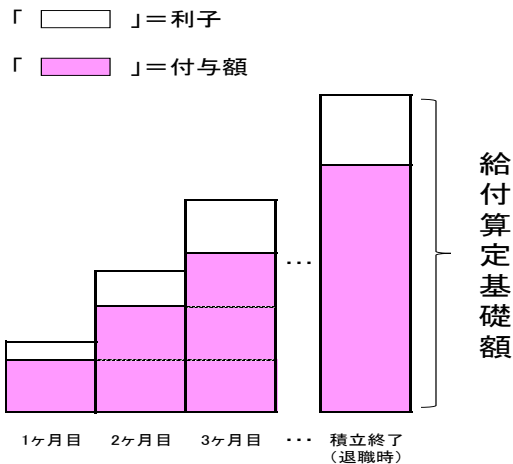
有期退職一時金は、有期退職年金に代えて受給することができる代替給付（年金の代わりに一括受給する制度）です。「有期退職年金」の給付事由が生じた日から6月以内に、受給権者が「退職年金」の請求と同時に請求した場合には、20年（240月）又は10年（120月）の支給期間の「有期退職年金」の受給に代えて、一時金として受給することができます。なお、この一時金の請求を行った場合には、「有期退職年金」の受給権は消滅し、その後「有期退職年金」を受給することはできません。また、他の給付が過払いとなっている場合における一時金での支給額の調整、掛金や厚生年金保険料の給付金からの控除等の取扱いについては、他の年金給付における取扱いと同様です。

（計算式）

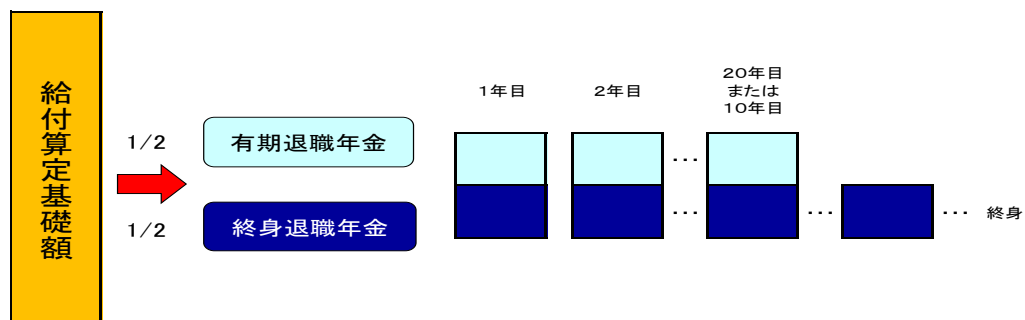
一時金額 ＝ 給付事由発生日における有期退職年金算定基礎額

積立時と給付時のイメージ

給付設計【積立時】



給付設計【給付時】



(注) 給付算定基礎額の1/2(組合員期間が10年に満たない場合は1/4)ずつがそれぞれ「終身退職年金」と「有期退職年金」に充てられます。
なお、「有期退職年金」は、一時金としての受給も可能です。

(2) 公務障害年金

公務障害年金は、公務に起因する障害に対する給付です。次の全ての要件を満たしている場合に「公務障害年金」を受給することとなり、その請求に基づいて、国家公務員共済組合連合会が決定します。

- ・ 公務により病気にかかり、又は負傷した者であること
- ・ その病気又は負傷に係る傷病（以下「公務傷病」という。）についての初診日（※1）において組合員であること
- ・ 障害認定日（※2）においてその公務傷病により、障害等級1級から3級まで（※3）に該当する障害状態であること

なお、通勤災害による傷病は対象となりません。

※1 該当する病気または負傷に係る傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいい、平成27年10月1日以降に限りません。なお、平成27年10月1

日前に初診日がある傷病（通勤災害による傷病を含みます。）については、別途、経過措置で支給される職域部分（３階部分）の対象となります。

※２ 次に掲げる日のいずれかの日をいいます。

- ・ 初診日から起算して１年６か月を経過した日
- ・ 初診日から起算して１年６か月を経過するまでにその公務傷病が治ったときは、その治った日
- ・ 初診日から起算して１年６か月を経過するまでにその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったときは、その状態に至った日

※３ 厚生年金保険法における障害等級と同じです。

(3) 公務遺族年金

公務遺族年金は、公務による死亡に対してその遺族に支給される給付です。次のいずれかに該当したときは、その遺族（※１）が「公務遺族年金」を受給することとなり、その請求に基づいて、国家公務員共済組合連合会が決定します。

- ・ 組合員が、公務による病気又は負傷に係る傷病（以下「公務傷病」という。）により死亡したとき
- ・ 組合員が退職後、組合員期間中の初診日（※２）がある公務傷病により、初診日から５年以内に死亡したとき（ただし、１年以上の引き続く組合員期間を有し、公的年金の加入期間が２５年以上ある者の場合は、組合員が退職後、組合員期間中に初診日がある公務傷病により死亡したとき）
- ・ １級又は２級の「公務障害年金」の受給権者が、「公務障害年金」の受給権発生の原因となった公務傷病により死亡したとき（１年以上の引き続く組合員期間を有し、公的年金の加入期間が２５年以上ある者の場合は、「公務障害年金」の受給権者が、「公務障害年金」の受給権発生の原因となった公務傷病により死亡したとき）

なお、通勤災害による死亡は対象となりません。

※１ 遺族の範囲および要件は、遺族厚生年金に係る遺族と同様になりますが、例外として、職務内容の特殊な職員が、生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下において一定の職務を遂行し、そのため公務上死亡した場合には、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子および父母は、遺族厚生年金の遺族の要件に当てはまらなくても、遺族に該当するものとして取り扱われます。

なお、この場合、夫および父母については「死亡時５５歳以上」の要件は不要となり、また、１級又は２級の障害状態にある子および孫については、２０歳に達しても失権しません。

※２ 該当する病気または負傷に係る傷病について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。また、初診日がない場合には、該当する傷病を発した日をいいます。なお、いずれの日についても（これらの日が平成２７年１０月１日前である場合には、別途、経過措置により支給される職域部分（３階部分）の対象となります）、平成２７年１０月１日以降である必要があります。

4 公的年金等に係る税金

厚生年金、国民年金などの公的年金等は、所得税法上は「雑所得」として扱われ、年金支給の際に所得税及び復興特別所得税（令和9年分以後は所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税）の源泉徴収が行われます（障害年金、遺族年金は非課税）。公的年金等に係る所得税には各種の所得控除がありますが、公的年金等の源泉徴収において人的控除（配偶者控除、扶養控除などに相当する控除）の適用を受けようとする場合には、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を毎年、国家公務員共済組合連合会へ提出するなどの手続が必要となります。なお、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出の有無にかかわらず、ご本人の基礎的控除は適用されます。

源泉徴収の対象となる年金は、その年中に受ける支給額が、65歳未満の者については164万円以上、65歳以上の者については214万円（老齢基礎年金の受給対象である者は137万円）以上のときです（令和9年分の場合）。

なお、平成27年10月以後の共済組合員期間を対象とした「退職等年金給付」の退職年金を受けることができる者が、有期退職年金を「一時金」で受給することを選択したときには、「退職所得」として課税の対象となります。

【源泉徴収税額の計算式（定期支給期月毎）】

$$\text{源泉徴収税額}^{(*)} = (\text{定期支給期月の支給金額} - \text{控除額}^{**}) \times 5.105\%$$

(※) 復興特別所得税（令和9年分以後は防衛特別所得税及び復興特別所得税）の額を含みます。

※ 控除額 = (ア 基礎的控除額（月額） + イ 人的控除額（月額）) × その支払の
計算の基礎となった期間の月数

(注) 老齢基礎年金の受給の権利があるとき（繰下げ期間中を含む。）は、基礎的控除額と人的控除額の合計額から47,500円（調整控除額の月額）が減額されます。

ア 基礎的控除額（月額）（令和9年分の場合）

受給者の年齢	基礎的控除額
65歳未満	公的年金等の月額×25%+110,000円(140,000円未満の場合、140,000円)
65歳以上	公的年金等の月額×25%+110,000円(180,000円未満の場合、180,000円)

イ 人的控除額（月額：①から⑤により求めた金額の合計額）（令和９年分の場合）

区 分	内 容		人 的 控 除 額
受給者本人 に係るもの	① 障害者に該当 する場合	一般の障害者 特別障害者	22,500円 35,000円
	② 寡婦又はひと り親に該当する 場合	寡婦 ひとり親	22,500円 32,500円
配偶者及び 源泉控除 対象親族 などに係る もの	③ 源泉控除対象 配偶者がいる場 合	一般の源泉控除対象配偶者 老人控除対象配偶者（70歳以上）	32,500円 40,000円
	④ 公的年金等に 係る源泉控除対 象親族がいる場 合	一般の控除対象親族	1人につき 32,500円
		老人扶養親族（70歳以上）	〃 40,000円
		特定扶養親族	〃 52,500円
		特定親族	〃 52,500円
	⑤ 同一生計配偶 者又は扶養親族 が障害者に該当 する場合	一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者	1人につき 22,500円 〃 35,000円 〃 62,500円

- （注） ・ 「障害者」とは、身体障害者手帳などの交付を受けている者をいいます。
- ・ 「特別障害者」とは、障害者のうち、心身に重度の障害がある者をいいます。
- ・ 「源泉控除対象配偶者」とは、合計所得金額が900万円以下の受給者と生計を一にしている、合計所得金額が95万円以下の配偶者をいいます。
- ・ 「公的年金等に係る源泉控除対象親族」とは、①控除対象扶養親族及び②居住者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受け人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が62万円超85万円以下の人（特定親族のうち合計所得金額が85万円以下の人）をいいます。
- ・ 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいいます（年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、一定の要件に該当する者に限りま
- す。）。 ・ 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者をいいます。

【住民税】

住民税（道府県民税、市町村民税（東京都の場合は、都民税、特別区民税（23区）もしくは市町村民税））は、前年の所得を基に課税される地方税ですが、所得税と異なり、給与のように支払の際に源泉徴収される仕組みではなく、原則として後から課税されます。

一定額以上の公的年金等を受給している場合（単身者の場合65歳未満105万円超、65歳以上155万円超（いずれの額もお住まいの市区町村によって異なります））

には、普通徴収又は特別徴収(※)のいずれかの方法により、住民税を納税することになります。

この場合、その年の公的年金等の金額から、受給者の年齢や公的年金等の金額に応じて、次表(「所得税・住民税に係る公的年金等控除額」)に掲げる控除額及び該当する所得控除の金額を差し引いた残りの金額が、雑所得として課税されることとなります。

(所得割額)

所得割額の税率：道府県民税 4 %、市町村民税 6 %

(注) 指定都市に住所を有する場合、道府県民税 2 %、市町村民税 8 %

(均等割額)

一人当たりの均等割額：道府県民税 1,000 円、市町村民税 3,000 円、
森林環境税 1,000 円

※ 住民税の徴収方法

65歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る住民税は、税額決定通知書により市区町村から通知され、公的年金の支払者が年金の支払の際に、その人の年金から引き落とし、これを翌月の10日までに市区町村に納入することになっています。これを公的年金からの特別徴収といいます。

公的年金からの特別徴収は、年6回(偶数月)の公的年金の支払の際に行われ、4月、6月及び8月には前年度分の税額の6分の1ずつが、10月、12月及び翌月2月には、その年度の住民税額から4月～8月に徴収された額を差し引いた残額の3分の1ずつが、それぞれ徴収されます。

また、特別徴収の対象とならない場合には、普通徴収の対象となり、確定申告等の結果に基づいて、毎年6月頃に住所地のある市区町村から納付書が送付されますので、最寄りの金融機関又は郵便局で納付することとなります。

【所得税・住民税に係る公的年金等控除額(令和9年分の場合)】

受給者の区分	その年の公的年金等の金額 (A)	控 除 額
65歳未満 の場合	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27万5千円$
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68万5千円$
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145万5千円$
	1,000万円超	195万5千円
65歳以上 の場合	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27万5千円$

	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 68 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 145 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$
	1,000 万円超	195 万 5 千円

(注) 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円以下である場合の表です。また、給与所得控除額と公的年金等控除額との合計額が280万円を超える場合については、上記の表の公的年金等控除額とは異なることとなります。

なお、住民税の額は市区町村ごとに決定していますので、詳細については、住所のある市区町村の担当窓口に照会してください。

【確定申告】

所得が源泉徴収されている年金のみの場合で、その収入金額が400万円以下のときは、原則として確定申告をする必要はありません（この制度を「確定申告不要制度」といいます。）が、3月まで給与収入があり、4月に定年退職して、その後再就職をせずに老齢厚生年金を受給した場合など、その年に年金以外に給与所得などの他の所得がある場合には、確定申告が必要となることがあります。

なお、所得が年金のみの場合などで確定申告をする必要がないときであっても、社会保険料や生命保険料を支払ったなどの理由により、源泉徴収された所得税額の1年間の合計額が、その年1年間の所得について計算した所得税額よりも多い場合には、確定申告を行うことにより、所得税額の還付を受けることができます。

5 年金の請求手続と支給時期

(1) 請求手続

年金の受給要件を満たすと年金を受ける権利が生じますが、実際に年金を受給するためには、請求手続が必要です。

ア 公的年金

① 老齢基礎年金

公的年金制度の加入経歴が国家公務員共済組合のみの場合には、下記②で説明する「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」が国家公務員共済組合連合会から送付されますので、必要事項を記入のうえ、支給開始年齢到達後に国家公務員共済組合連合会へ提出してください（国家公務員共済組合以外の加入経歴がある場合には、直近に加入していた被保険者の種別に応じた実施機関から「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」が送付されます。）。

② 老齢厚生年金、退職共済年金（経過職域加算額）

老齢厚生年金の受給権が発生する時期の直近に加入していた被保険者の種別に応じた実施機関から、その受給権が発生する3か月前に、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」が送付されます。例えば、受給権が発生する時期の直近に国家公務員共済組合の組合員であった方の場合には、国家公務員共済組合連合会から送付されますので、必要事項を記入し、支給開始年齢到達後に提出してください。

③ 年金の請求先

2以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合（第2号厚生年金被保険者期間以外に他の種別の厚生年金被保険者期間を有している場合）のほか、年金の繰上げ請求や繰下げ請求についても、日本年金機構の年金事務所や国家公務員共済組合連合会など、希望するいずれかの実施機関で請求を行うことが可能となっています。国家公務員共済組合以外の加入経歴がある場合の老齢基礎年金の請求先は日本年金機構になります。

なお、請求先が一つであっても、老齢基礎年金額の決定及び支給は日本年金機構が行い、老齢厚生年金額の決定及び支給は実施機関ごとに行われます。国家公務員共済組合の加入期間に係る老齢厚生年金額の決定及び支給は、国家公務員共済組合連合会が行うことになります。

イ 退職等年金給付制度による「退職年金」

請求手続に必要な請求書については、退職時又は65歳到達月のいずれか遅い時期に、国家公務員共済組合連合会から送付されます。

ウ 各種の届出

年金を継続して受給するためには、毎年提出が必要になる届出や、一身上に異動があったときなど、その都度提出が必要になる届出があります。

毎年届出が必要な用紙や案内については、国家公務員共済組合連合会から必要な時期に送付されますが、それ以外の場合には、所定の用紙を使用して届出を行うことになります。

用紙等は、国家公務員共済組合連合会のホームページ（<https://www.kkr.or.jp/>）からダウンロードすることができるほか、電話で取り寄せることもできます。

(2) 支給時期

ア 年金の支給の始期及び終期

年金は、その給付事由の生じた日の属する月の翌月分（誕生日の前日が属する月の翌月分）から支給され、その事由がなくなった日の属する月までの分が、月計算で支給されます。

例えば、4月1日が誕生日の方は4月分から支給され、4月2日が誕生日の方は5月分から支給されます。

イ 年金の支給回数及び支給時期

年金は後払いで、年6回の支給期月（偶数月）に、それぞれの前々月分及び前月分の2か月分が支払われます。支給日は15日（土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その直前の平日に繰上げ）で、指定した振込先に振り込まれます。

定期支給期月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支払われる年金	前年12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分

6 定年後の社会保険制度

退職後は、働くか働かないか、また、働く場合にはその働き方（被用者か自営か）、被用者の場合にはその就労先（国か民間か）及び就労形態（フルタイムか短時間か）に応じて、それぞれに対応する社会保険制度に加入することになります。

(1) 年金

ア 厚生年金保険

退職後に民間企業に再就職する場合は、勤務先の事業所が厚生年金保険の適用事業所であり、1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上（以下「4分の3基準」といいます。）の70歳未満の方は、厚生年金保険に加入することになります。加入手続は事業所側が行います。

また、再任用短時間勤務職員となった場合においても、4分の3基準に該当するときは、厚生年金保険に加入することになります。なお、4分の3基準を満たさない場合であっても、次の4要件の全てを満たす職員（雇用期間が2か月を超える見込みがある者に限る）については、厚生年金保険に加入することになります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 所定内賃金が月額8.8万円以上（年収106万円以上）であること（令和8年10月に撤廃が予定されています。）
- ③ 学生でないこと
- ④ 特定適用事業所（従業員数が51人以上の企業、国・地方公共団体の機関は、規模に関係なく該当）又は任意特定適用事業所（被保険者等の同意に基づく事業主の申し出により、短時間労働者の適用拡大の対象事業所となった事業所）に勤務していること

イ 国民年金

60歳前に退職した後、どこにも再就職しない場合や自営業を営む場合には、本人及び60歳未満の被扶養配偶者のうち、厚生年金保険に加入していない方は、60歳まで国民年金の第1号被保険者となります。居住する市区町村の年金担当課又はお近くの年金事務所において、配偶者と併せて、ご自身で手続を行ってください。

また、60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の保険料納付済期間がないために老齢基礎年金を満額受給できない場合などで、年金額の増額を希望するときは、60歳以降であっても国民年金に任意加入することができます。

(2) 医療保険

医療保険は、国民皆保険制度であるため、退職後もいずれかの医療保険に加入することになります。なお、加入に当たっては手続が必要となるため、期限内に行ってください。

退職後、健康保険の適用事業所に4分の3基準以上の勤務で再就職する場合は、勤務先事業所の健康保険制度に加入することになります。

また、再就職先が健康保険の適用事業所ではない場合（例：一定の条件を満たさない個人事業所など）や、4分の3基準未満の再任用短時間勤務職員で前記(1)アの4要件を満たさない場合、又はどこにも再就職しない場合には、居住する市区町村の国民健康保険に加入するか、現在の所属共済組合の任意継続組合員（給付内容は在職中と同じですが、保険料は全額自己負担となります。）となるかを選択することになります（次表参照）。

【国家公務員への暫定再任用、定年前再任用短時間勤務の場合】

再任用	フルタイム		共済組合
	短時間	勤務時間・勤務日数がフルタイムの3/4以上	共済組合 (令和4年9月以前は健康保険)
		勤務時間・勤務日数がフルタイムの3/4未満で前記(1)アの4要件を満たす職員（雇用期間が2か月を超える見込みがある者に限る）	
		それ以外の職員	国民健康保険 又は 共済任意継続組合員（注）

【民間企業等への再就職の場合】

健康保険 の適用事 業所であ る場合	フルタイム		健康保険（健 保）
	短時間	勤務時間・勤務日数がフルタイムの3/4以上	
		勤務時間・勤務日数がフルタイムの3/4未満 で前記(1)アの4要件を満たす職員（雇用期間 が2か月を超える見込みがある者に限る）	
		それ以外の職員	国民健康保険 又は 共済任意継続 組合員（注）
健康保険の適用事業所でない場合			

【自営業又は再就職しない場合】

国民健康保険又は共済任意継続組合員（注）

（注） 上記の例で、「国民健康保険又は共済任意継続組合員」に該当する場合であっても、収入が一定額以下であるなどの条件を満たすときは、子等の被扶養者となることができます。

ア 健康保険

加 入： 再就職先が健康保険の適用事業所である場合は、「組合管掌健康保険（組合健保）」又は「全国健康保険協会（協会けんぽ）」に加入することになります。それぞれ、各組合又は管轄の年金事務所を通じて加入の手続を行う必要がありますが、手続は事業所において行います。

保険料： 組合健保の保険料は、各組合が定める保険料となります。

協会けんぽの保険料は、各都道府県別に定める額（令和８年度保険料額表（令和８年３月～）（全国健康保険協会ホームページ：https://www.kyoukaikenpo.or.jp/about/business/insurance_rate/premium_prefectures/r08/index.html））となります。

また、介護保険の第２号被保険者（４０歳以上６５歳未満、１１２頁（３）参照）に該当する方は、介護保険料も併せて納付することになります。

このほか、令和８年４月からは、子ども・子育て支援金も併せて納付することになります。

医療費の一部負担金：

入院、外来ともに、７０歳未満の者は医療費の３割（義務教育就学前の被扶養者については２割）が自己負担になります。

なお、７０歳から７４歳までの被保険者又は被扶養者については、標準報酬月額が２８万円未満の場合、医療費の自己負担額は２割となります。マイナ保険証を利用する場合は、高齢受給者証等を提示する必要はなく、当該自己負担割合が適用されます。マイナ保険証を保有していない場合は、加入している健康保険から、負担割合等が記載された資格確認書又は高齢受給者証が交付され、医療機関等の窓口でこれらを提示することにより、当該自己負担額が適用されます。

イ 国民健康保険

加 入： 退職日の翌日から14日以内に居住する市区町村の国民健康保険担当窓口で手続を行ってください。国民健康保険は、前の保険が終了した日の翌日に遡って適用されますが、手続が遅れた場合には、保険給付が一時的に差し止められたり、延滞金の支払いを求められたりすることがありますので、注意が必要です。

保険料： 保険料は、各市区町村によって異なります（基本額、前年所得による額又は前年の住民税額による額、世帯人員等による額などにより算出されます。）。また、前記アと同様に、介護保険の第2号被保険者に該当する方は、介護保険料も納付することになります。

医療費の一部負担金：

入院、外来ともに、70歳未満の方は医療費の3割を自己負担することになります。70歳から74歳までの被保険者については、2割（現役並み所得者の場合は3割）を自己負担することになります。

75歳（一定の障害と認定された場合は65歳）になると後期高齢者医療制度の被保険者となり、後期高齢者医療制度の「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」が、居住する市区町村が加入する後期高齢者医療広域連合から交付されます。この場合の医療費の自己負担割合は、一定以上の所得がある方は2割（一般所得者等の場合は1割、現役並み所得者の場合は3割）となります。

（注1） 一定以上の所得がある方：課税所得が28万円以上であり、かつ、「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身世帯の場合は200万円以上、複数世帯の場合は合計320万円以上の人

（注2） 現役並み所得者：世帯に課税所得が145万円以上の人がある、かつ、高齢者複数世帯の収入の合計が520万円以上（高齢者単身世帯の場合は383万円以上）の人

ウ 共済組合の任意継続組合員制度

加 入： 退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方は、2年間を限度として任意継続組合員になることができ、引き続き短期給付（一部の給付等を除く）及び福祉事業を利用することができます。

任意継続組合員となることを希望する方は、退職した日から20日以内に「任意継続組合員となるための申出書」及び「被扶養者申告書」を退職時に所属していた共済組合に提出します。

掛 金： 任意継続組合員となった場合の掛金は、いわゆる事業主（国）負担分も含めて本人が負担します。

① 任意継続組合員の掛金

掛金は、次の計算式により、任意継続掛金の月額が決定されます。

$$\text{標準報酬月額} \times (\text{短期共済掛金率} + \text{福祉掛金率} (+ \text{介護掛金率}))$$

標準報酬月額は、(1)退職時の標準報酬月額と、(2)前年の9月30日現在における所属共済組合の全組合員の平均標準報酬月額のうち、いずれか低い額となります。

任意継続組合員は、いわゆる事業者負担分（国等の負担金分）も併せて納付することになるため、掛金額は現役時の約2倍になります。

なお、掛金は、任意継続組合員となった日の属する月から納付することになります。

② 掛金の前納

掛金をまとめて前納する場合には、本来の掛金額に、年4.0%の利率による複利現価法による率を乗じて計算されます（例：12か月分を前納する場合は、「11.748502」を1月の掛金額に乗じて得た額。）。

なお、前納一括払いを行う場合には、退職年度内において、各共済組合が指定する日までに掛金を払い込む必要があります。

【国民健康保険の被保険者と共済組合の任意継続組合員との保険料の比較】

国民健康保険の保険料は、前年の所得に所得割税率を乗じて計算されます。そのため、退職直後の1年目の保険料は、退職前の比較的高い所得を基礎として計算されることから、一般的に、共済組合の任意継続組合員となった場合の保険料よりも高くなる傾向があります。

2年目については、就業の有無や就業形態（例えば、週20時間未満の定年前再任用短時間勤務・短時間暫定再任用、又は再就職先での勤務形態など）によって異なりますが、収入が減少した場合には、1年目の保険料が維持される共済組合の任意継続よりも、減少後の収入を基に再計算される国民健康保険の保険料の方が低くなることもあります。なお、保険料は市区町村によって異なります。

また、1年目は共済組合の任意継続組合員となり、2年目は国民健康保険に加入することも可能です。

ただし、定年の段階的引上げに伴う役職定年等により、退職前の収入が下降局面に入っている場合には、一概に比較することが難しいケースもありますので、退職前（共済組合員資格喪失前）に、所属する共済組合及び住所地の市区町村の

担当窓口で照会して確認し、事前に十分な検討・準備を進めておいてください。

エ 子等の医療保険の被扶養者になる場合

退職後、再就職をせず、健康保険、国民健康保険、又は共済組合の任意継続組合員のいずれにも加入せず、子等の家族に扶養される場合は、当該家族が加入している保険制度の被扶養者となります。

社会保険上において、同居している子の扶養となるためには、60歳以上の方又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害を有する方の場合、年収180万円未満で、かつ、親の年収が子（被保険者）の2分の1未満であることが要件となります。それ以外の者については、年収130万円未満で、その年収が子（被保険者）の2分の1未満であれば対象となります。

また、別居している場合には、親の収入が子（被保険者）からの仕送り額より少ないことが必要となります。

なお、社会保険上の扶養には年齢制限があり、75歳以上の方は子の扶養家族になることができません（75歳以上になると後期高齢者医療制度に加入することになり、扶養する人とは異なる公的医療保険制度の被保険者となるため）。

オ 後期高齢者医療制度

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年4月から開始された制度です。高齢化に伴い、医療費の増大が見込まれる中、高齢者と若者世代との負担の明確化等を図る観点から、75歳（一定の障害と認定された場合は65歳）になると後期高齢者医療制度の被保険者となります。

被保険者には、後期高齢者医療制度の「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」が、住所地の市区町村が加入する後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）から交付されます。医療費の自己負担割合は、一般的な所得者の場合は1割（一定以上の所得がある場合は2割、現役並みの所得者の場合は3割）となります。これまでに加入していた医療保険（国民健康保険、被用者保険）から脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

① 運営主体

都道府県ごとに、全ての市区町村が加入する広域連合

② 被保険者

広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者

65歳から74歳の方で、広域連合から障害認定を受けた方

③ 被保険者資格の取得

資格取得日：75歳に達した日（誕生日の当日）

障害認定の場合：保険者が障害認定した日

- ④ 資格情報のお知らせ又は資格確認書の交付
被保険者へ1人につき1枚交付

- ⑤ 保険料

保険料は、【医療分】と【子ども分】（※）とで構成され、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額（年間保険料額は【医療分】と【子ども分】を計算し、それぞれで100円未満を切り捨てた後の合計額）となります。

※ 【子ども分】は、令和8年度から施行された、こどもや子育て世帯を社会全体で支えるため、高齢者を含む全ての世代や企業が拠出する「子ども・子育て支援金」です。

保険料の徴収は、原則として被保険者の年金支給額から特別徴収（天引き）されますが、手続を行うことで口座振替とすることも可能です。

令和8年度の保険料（全国平均）は、次のとおりとなる見込みです。

【医療分】（令和8・9年度）（最高限度額：85万円）

- ・ 被保険者均等割額（年額）：56,083円（月額）：4,673円
- ・ 所得割率：10.17%
- ・ 平均保険料額（年額）：95,875円（月額）：7,989円

【子ども分】（令和8年度）（最高限度額：2万1千円）

- ・ 被保険者均等割額（年額）：1,351円（月額）：112円
- ・ 所得割率：0.25%
- ・ 平均保険料額（年額）：2,333円（月額）：194円

- ⑥ 医療費の自己負担割合

一般所得の方：入院、外来とも、原則として医療費の1割

一定以上所得のある方（前記イ（注1）参照）：2割

現役並み所得の方（前記イ（注2）参照）：3割

(3) 介護保険

介護保険は、高齢化の進展に伴い生じる心身の変化に起因する疾病等により、「要介護状態」又は「要支援状態」にある人が日常生活を営むために必要な介護サービスを受けることができる公的社会保険です。40歳以上の人を被保険者とし、市区町村が保険者として運営する、強制加入の地域保険制度です。被保険者は、65歳以上の「第1号被保険者」と、40歳以上65歳未満の医療保険加入者である「第2号被保険者」に区分されています。

ア 保険料

第1号被保険者の保険料は、市区町村毎に3年に1回、条例で定められる基準額（参考：第9期（2024～2026年）の基準額（月額）の全国平均6,225円）を基に、本人や世帯の所得状況等に応じて段階的（標準13段階：基準額×0.455～2.4）に設定されており、原則として年金支給額から徴収されます。

また、第2号被保険者の保険料（協会けんぽの場合：標準報酬月額等に対して1.62%（令和8年度）、組合健保及び共済短期組合員は各組合が定める率、国民健康保険は各市区町村が定める額（令和8年度の平均額（見込額）：6,360円／月）は医療保険の保険料と一体的に徴収されます（108頁(2)ア参照）。

イ 介護サービスの利用

介護サービスを利用できるのは、

- ・ 第1号被保険者の場合、寝たきりや認知症などにより日常生活において常時介護を必要とする「要介護状態」又は、家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする「要支援状態」にある65歳以上の者
- ・ 第2号被保険者の場合は、初老期における認知症、脳血管疾患等、加齢に伴う16種類の疾病（特定疾病）により、「要介護状態」又は「要支援状態」にある40歳以上65歳未満の者

であり、申請を行い、「要介護」又は「要支援」の認定を受ける必要があります。

ウ 自己負担割合

介護サービスを受ける際の利用者の自己負担割合は、第1号被保険者については1～3割で、本人の所得や世帯の収入に応じて判定されます（本人の合計所得金額が160万円未満の場合：1割、160万円以上220万円未満の場合：世帯の収入状況に応じて1割又は2割、220万円以上の場合：世帯収入に応じて1～3割）。また、第2号被保険者の自己負担割合は1割と定められています。

（参考情報） 「高齢社会への心構えと介護の基礎知識」と題した寄稿文を資料編（207頁）に掲載していますので、ご参照ください。

(4) 雇用保険

ア 加入資格

定年後に暫定再任用職員となった場合や、民間企業に再就職した場合には、次の①、②のとおり、雇用形態、雇用期間に応じて雇用保険の被保険者となり、保険料を負担することになります。

① フルタイム勤務で再就職した（又は暫定再任用された）場合

通常の労働者（正規の従業員）と同様の勤務形態である場合には、通常、1週間の所定労働時間が20時間以上となるため、31日以上の雇用見込みがあれば、再就職した日から雇用保険の被保険者となります。

② 短時間勤務で再就職した（又は暫定再任用された）場合

短時間勤務の場合には、31日以上引き続いて雇用される見込みがあり、かつ1週間の所定労働時間が週20時間以上の場合に被保険者となります。

雇用契約の内容（雇用契約の更新の有無等）により、31日以上の継続性があると判断される場合には雇用の当初から被保険者となります。一方、雇用期間が30日であるなど、雇用契約の内容から31日未満であることが明らかな場合には被保険者とはなりません。その後、31日以上雇用される見込みとなった場合には、その時点から被保険者となります。

イ 保険料率（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

雇用保険料は、労働者（被保険者）と事業主がそれぞれ一定割合を負担します。

	被保険者負担 (A)	事業主負担 (B)	雇用保険料率 (A) + (B)
一般の事業	5／1,000	8.5／1,000	13.5／1,000
農林水産・清酒製造業	6／1,000	9.5／1,000	15.5／1,000
建設の事業	6／1,000	10.5／1,000	16.5／1,000

ウ 基本手当（いわゆる失業保険）

① 受給要件

雇用期間が終了し離職し、次の要件を満たす場合には、求職者給付として基本手当を受給することができます。

- ・ 原則として、離職前2年間に被保険者期間（※）が12か月以上あること
- ・ 就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力を有しているにもかかわらず、職業に就くことができない「失業の状態」にあること

※ 「被保険者期間」とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていた期間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上又は時間数が80時間以上ある月を1か月として計算します。

② 給付額

被保険者期間が10年未満で、60歳から64歳までに退職した場合の基本手当日額は、賃金日額の45～80％に相当する額（上限7,830円（令和8年8月1

日～)) となります。また、支給日数は離職時の年齢、被保険者期間及び離職理由に応じて90～360日の範囲で決定されます（例：被保険者期間が10年未満で自己都合退職の場合は90日）。なお、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた者等には、受給資格要件等の特例が設けられています。

③ 公的年金受給の際の支給停止

雇用保険から基本手当を受給する場合には、65歳に達するまでに支給される老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金又は繰上げ支給の老齢厚生年金）の支給が停止されますので、ご注意ください。

【支給停止の例】

65歳前に退職し、4月に求職の申込みをした場合（基本手当の支給日数90日）

		3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
			▲ ▲			▲	
			退 求			満	
			職 職			了	
基 本 手 当 年 金 給 付				受 給			
		一部支給	支給	支給停止			支給

エ 高年齢求職者給付金

① 受給要件

65歳の誕生日前日以降に退職した場合、雇用保険の基本手当（いわゆる失業保険）は受給できませんが、次の要件を満たす場合には、代わりに高年齢求職者給付金を受給することができます。

- ・ 離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あること
- ・ 求職したものの職業に就くことができない「失業の状態」にあること

② 給付額

被保険者であった期間が1年未満の場合は、賃金日額の50～80%に相当する額（上限7,450円（令和8年8月1日～））の30日分、1年以上の場合は50日分が支給されます。

③ 支給制限

受給期間は離職の日の翌日から1年です。求職申込みが遅れた場合には、失業の状態認定等のための待機期間があることから、給付日数の一部又は全部を受給できなくなる可能性があります。

なお、本来支給される老齢厚生年金との併給は可能です。

7 定年後の収入と支出の比較

定年後から人生を終えるまでの収入と支出（家計）については、家族の構成、住宅ローンの有無、資産状況、健康状態などが各人で異なるため、想定される状況もさまざまです。しかし、今のうちから定年後に必要な生活費のおおよその額を把握し、見込まれる支出への対応などを考えておくことが大切です。

ここでは、年金だけで暮らす夫婦世帯をモデルとして検討し、充実した生活を送るための資金の目安について考えてみます。

(1) 夫婦の平均余命の把握

まず、次に掲げる生命表を用いて、夫婦それぞれの平均余命を把握します。

【厚生労働省「令和7年簡易生命表」】

(単位：年)

年齢	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳
男	32.82	31.90	30.98	30.06	29.16	28.26	27.36	26.47	25.59	24.72	23.86
女	38.41	37.46	36.51	35.57	34.64	33.70	32.77	31.84	30.91	29.99	29.07

年齢	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
男	23.01	22.16	21.32	20.50	19.68	18.88	18.09	17.31	16.54	15.78
女	28.15	27.24	26.33	25.42	24.52	23.63	22.74	21.85	20.97	20.10

定年（62～65歳）を迎える職員本人と配偶者の年齢から、それぞれの平均余命を算出し、今後、夫婦2人で何年間、家計を維持する必要があるのかを把握します。

本人定年時の年齢の平均余命 = 本人の平均余命

本人定年時の配偶者の年齢の平均余命 = 配偶者の平均余命

(2) 定年退職した時点での世帯1か月の実収入の予測

世帯1か月の実収入とは、本人と配偶者の1か月当たりの収入の合計をいいます。ここでは、本人に対する年金と配偶者に対する年金のみを収入として想定します。

1か月当たりの本人の年金と配偶者の年金 = 1か月の実収入

(注) 定年等による退職後、公的年金の支給年齢までの間に働かない場合や、公的年金の繰下げ支給を選択する場合には、無年金・無収入の期間が生じることに留意する必要があります。

(3) 定年退職した時点での世帯1か月の実支出の予測

世帯1か月の実支出とは、本人と配偶者の1か月当たりの消費支出（生活費）と非

消費支出（税金及び社会保険料）を合算した支出のことです。

生活費については、大まかで構いませんので、一定期間「家計簿」をつけて支出の傾向を分析することにより、より各人の生活スタイルに沿った予測を立てることができます。家計簿アプリなどを利用すると、比較的簡単に把握できるでしょう。

$$1 \text{ か月当たりの本人と配偶者の実支出} = \boxed{1 \text{ か月の実支出}}$$

(4) 定期的な収入総額の推計

次に、定年後の収入の総額を試算します。ここでは簡便に夫婦2人で生活する期間を本人の平均余命として試算します（(5)も同様）。

〈夫婦2人の期間 = 本人の平均余命〉

$$1 \text{ か月の実収入} \times 12 \text{ 月} \times \text{本人の平均余命} = U \text{ 円}$$

〈配偶者1人の期間 = 配偶者の平均余命 - 本人の平均余命〉

$$(\text{配偶者の年金月額} + \text{遺族年金月額}) \times \text{配偶者1人の期間} = V \text{ 円}$$

$$U \text{ 円} + V \text{ 円} = \boxed{\text{定年後の定期的な収入総額}}$$

(5) 定期的な支出総額の推計

次に、定年後の支出の総額を試算します。

〈夫婦2人の期間 = 本人の平均余命〉

$$1 \text{ か月の実支出} \times 12 \text{ 月} \times \text{本人の平均余命} = X \text{ 円}$$

〈配偶者1人の期間 = 配偶者の平均余命 - 本人の平均余命〉

$$1 \text{ か月の実支出} \times 54.4\%(\text{注}) \times 12 \text{ 月} \times$$

$$(\text{配偶者の平均余命} - \text{本人の平均余命}) = Y \text{ 円}$$

$$X \text{ 円} + Y \text{ 円} = \boxed{\text{定年後の定期的な支出総額}}$$

(注) 総務省の「家計調査報告〔家計収支編〕2025年(令和7年) 平均結果の概要」によると、65歳以上の単身無職世帯(高齢単身無職世帯)の実支出(消費支出148,445円＋非消費支出12,990円)は、65歳以上の夫婦のみの無職世帯(夫婦高齢者無職世帯)の実支出(消費支出263,979円＋非消費支出32,850円)を100としたとき、54.4となっています。

(6) 定年退職後の収支

前記(4)及び(5)の計算結果を基に、「定年後の定期的な収入総額」－「定年後の定期的な支出総額」により算出される「定年退職後の収支」を確認します。

なお、一定期間家計簿をつけて分析することで、より各人の生活スタイルに即した

推計を行うことができます。

(7) 非定期的な支出の見込み

毎月の定期的な支出のほかに、非定期的な支出として、住宅の補修、車の買換え、旅行、冠婚葬祭、入院など、いわゆる「家族のライフイベント」に要する費用が見込まれます。これらの支出額は、どのような生活を送りたいかという個人の価値観や生活環境などによって大きく異なるため、それらを勘案した上で見込額を算出します。

(8) 支出に対する収入不足への対処方法

夫婦2人が年金生活を送り、生活にある程度の余裕をもってそれぞれの平均余命を全うしようとする場合、「定期的な収入」－「（定期的な支出＋非定期的な支出）」の計算結果として、不足額が生じる可能性があります。

この不足への対処方法は、資産額など家計状況によって異なりますが、例えば、①退職手当の取崩し、②預貯金の引出し、③個人年金の受給、④就業による賃金収入などが考えられます。これらのうち、退職手当の取崩し以外については、現役時代からの準備が必要となります。

そのため、50歳を過ぎた頃から、一般的に収入が減少局面に入る60歳（特に定年年齢）以降に必要な生活費について真剣に検討し、不足が見込まれる場合には、非定期的な支出を含めた支出全体の見直しや、不足額に見合う収入を確保するための具体的な行動を起こす必要があると考えられます。

8 資産運用

(1) 資産運用を考える前に

資産運用は、定年後の生活を踏まえて構築した生活設計に沿って、計画的に行わなければ、充実したものとはなりません。また、その計画は、定年後における経済的な不安や健康面の不安、生きがいや孤独に関する不安などを解消し、家族を含めて幸せな人生を送ることができる内容とすることが望まれます。したがって、資産運用を検討するに当たっては、改めて生活設計を再確認しておく必要があります。

さらに、資産運用の対象となる金融商品は数多く存在し、今後も新たな商品が開発されることが見込まれます。そのため、常に新しい情報を把握するよう心がける必要があります。

(2) 資産の現状把握

退職後の家計状況を考える上では、あらかじめ自身の資産の現状を把握しておくことが肝要です。そのためには、まず家計の経済状況及び資産の状況について、この項の末尾にある別紙 1、2（128、129 頁参照）を用いて整理しておくことが有効です。

また、ゆとりのある退職後の生活を送るためには、住宅購入資金などの高額な支出に備え、将来の生活に即した計画的な資産形成や運用を、定年前から適切に行っておくことも重要となります。

(3) 資産運用の基本（金融商品の性格）

定年前に貯蓄を行う場合はもとより、定年後に大事な資産を効率的に運用するためには、金融に関する基礎的な知識が欠かせません。金融商品を選択する際には、資産の使用目的を明確にするとともに、それぞれの金融商品の特性を理解しておくことが重要です。

一般に、金融商品には「流動性」「安全性」「収益性」の 3 つの性格があるといわれていますが、これら全てに優れた商品は存在しないという原則があります。

ア 流動性

換金性や利便性とも呼ばれ、資金を現金化しやすい性質のことを指します。日常生活費や急な出費に備える資金は、流動性の高い商品で運用することが適しています。銀行の普通預金など、自由に資金を出し入れできる点が重要な要素となります。

イ 安全性

確実性とも呼ばれ、元本や利息の支払いがどの程度確実であるかを示す性格です。

住宅取得資金や教育資金、老後資金など、使用目的が明確な資金については、安全性の高い商品で運用することが基本となります。普通預金よりも利回りが高い定期預金や個人向け国債、債券（国債・社債）などがこれに該当します。運用期間は概ね2年から10年程度で、住宅資金、教育費、自動車の購入資金など、使途が決まっている資金に適しています。

ウ 収益性

利殖性とも呼ばれ、利息や値上がり益、運用益の大きさを重視する性格です。収益性を重視した商品は、余裕資金で運用することが望めます。株式、株式投資信託、外貨預金などが代表的で、運用期間に定めがない商品が多いのが特徴です。定期預金などに比べると安全性は低くなりますが、余裕資金を投入し、長期的に運用することで比較的高い収益が期待されます。

(4) 資産運用のポイント

ア 分散投資

今後の生活設計を踏まえ、「流動性」「安全性」「収益性」それぞれの特性を活かしながら、資金を分散して投資することが重要です。一般に、投資者の年齢が若いほど収益性に、年齢が高くなるにつれて安全性に重点を置くのが望ましいとされています。

イ 商品の分散

どれほど魅力的に見える商品であっても、一つの金融商品に資金を集中させるのは避けることが適当です。元本保証の商品であっても、金融機関の破綻リスクを考慮する必要がある時代となっています。

価格変動リスクのある商品に投資する場合には、商品の特長を十分理解した上で、複数の性格の異なる商品に分散投資し、リスクの軽減を図ります。例えば、株式に投資する場合、保有する銘柄の業種や企業を分けることで、値下がりリスクを抑えることができます。なお、企業を分散して保有していても業種が同一である場合には、十分な分散効果が得られないことがあります。また、株式投資信託についても、商品が異なっても運用対象が類似していれば分散効果は小さくなります。商品の分散は、内容の異なる商品を組み合わせる行うことが肝要です。

ウ 時間の分散

価格変動リスクのある商品や外貨建ての金融商品に投資する場合には、銘柄の分散に加え、購入時期を分散することで、さらにリスクを軽減する効果が期待できま

す。時間分散を行うことで、平均購入単価を引き下げることが可能になるためです。

例えば、株価が500円の時に購入し、次に400円の時に同じ株数を購入すると、平均購入単価は450円になります。有利に見える商品であっても、一度に多額の資金を投入するのではなく、運用状況を確認しながら時間分散で購入することも検討に値します。

エ 金利の変化と貯蓄選択

金融商品には、預入時の利率や利回りが満期まで変わらない固定金利の商品と、市場金利の動きに応じて利率などが変化する変動金利の商品があります。一般に、低金利の局面では変動金利で預入期間の短い商品を選び、高金利の局面では固定金利で預入期間や満期までの期間が長い商品を選択することが基本的な考え方とされています。

オ 単利と複利

最初の元本のみに利子が付くことを「単利」といいます。一方、元本だけでなく利子も再投資することで、その利子にも利子が付くことを「複利」といいます。複利の効果は、金利が高いほど、また、期間が長いほど大きくなります。

(5) 金融商品のリスク

金融商品はいずれも、リスク（将来の結果が不確実であること）とリターン（収益）を伴います。一般に預貯金のようにリスクが低い商品はリターンも低く、株式などのようにリスクが高い商品ほどリターンも高くなるという関係があります。リスクが低く、かつ、高いリターンが得られる理想的な金融商品は、基本的に存在しません。金融商品にいわゆる「うまい話」はないといえます。

主なリスクとしては、次のようなものがあります。

ア 信用リスク

元本や利息の支払いが滞ったり、支払い不能に陥ったりする可能性のことです。具体的には、金融機関や企業、国などの発行体が破綻し、その結果として支払い不能などが発生する可能性のことを指します。

イ 価格変動リスク

購入した商品の価格が変動し、換金時の受取金額が当初の投資金額を上回る場合もあれば、下回ることもあるというリスクです。株式や株式投資信託、転換社債、国債などは、日々の取引によって価格が変動します。その結果、預貯金に比べて大きな利益を得られる可能性がある一方で、損失を被る可能性もあります。

ウ 為替変動リスク

外貨預金をはじめ、外国の債券や株式、外貨建て投資信託など外貨建ての商品を日本円に換金する際、商品の安全性や価格、利息とは別に、為替の変動によっては損益が生じる可能性があります。

エ インフレリスク

物価の上昇率が金融商品の運用利回りを上回る可能性のことです。物価の上昇率が高くなると、実質的な資産価値が目減りすることになります。

オ カントリーリスク

外国の債券や株式などに投資を行う場合、前述のリスクに加え、投資先の国の政治情勢や経済状況によって、資金が目減りしたり、回収不能に陥ったりする可能性があることをいいます。政治情勢が安定し、経済が堅調な国ではカントリーリスクは低いと考えられますが、政治や社会経済が不安定な場合には、カントリーリスクは高くなります。

(6) 金融商品の運用

株式や債券といった金融商品など、保有資産の構成内容を「ポートフォリオ」といいます。この「ポートフォリオ」を構成する際には、資金を分散して複数の商品を組み合わせる運用することが重要とされています。

こうした考えを個人の資産運用に当てはめると、資金は次の3つに分類し、それぞれに応じた運用商品を選択していくことが望ましいと考えられます。

ア 生活のための資金

生活費や病気など不慮の支出に備えるための資金は、生活費のおおむね6か月分くらいを目安として、すぐに換金できる預・貯金などで運用します。

イ 使用予定のある資金

住宅購入資金、車購入資金、家族旅行資金など、決まった時期に使用する予定のある資金は、使用時期までに確実に換金できるよう、元本の安全性の高い定期預貯金などの商品で運用します。

ウ 余裕資金

上記ア、イ以外の資金は、基本的に長期（おおむね10年以上）で運用できる余裕資金と考え、5年から10年程度で満期となる債券（国債、公社債）を中心に、株式、株式投資信託、外貨預金、不動産投資信託などの比較的风险の高い商品を組

み入れて運用します。

(7) 資産運用商品の主な種類

ア 預貯金

安全性や流動性を重視し、資産を守るという側面での資産運用に位置付けられます。

預金保険制度（126頁参照）により、1,000万円までの元本と利息が保証されており、加えて、いつでも引き出せるという安心感があります。一方、1,000万円を超える資金を一つの金融機関に集中させる場合には、金融機関破綻時のリスクも考慮し、十分な検討が必要です。

なお、外貨預金は預金保険制度の対象外であり、為替変動リスクがあります。為替相場の動向によっては、満期時の元本（円換算額）が預入時を下回る場合があるほか、両替時には為替手数料も発生します。

預貯金は、一般的に収益性は低い（△）ものの、安全性・流動性は最も高い（◎）とされています。

イ 債券

債券とは、元本の返済と定期的な利息の支払いを約束して発行される有価証券です。

国、地方自治体、公共機関が発行するものを「公共債」といい、「国債」や「地方債」などがあります。企業が発行するものは「社債」と呼ばれます。

債券は、発行体の信用度が高いほど利率は低く、信用度が低いほど利率は高くなる傾向があります。国債や地方債は比較的安全性が高い一方、社債は発行企業の破綻リスクがあるため、購入時に企業の信用力を確認する必要があります。

債券は、発行元が破綻しない限り満期まで保有すれば通常元本割れはありませんが、市場での価格は日々変動しているため、途中で換金する場合には元本割れの可能性があります。

また、個人向け国債のように、中途換金時には直近2回分の利子（税引前）相当額が差し引かれることになるなどの条件もあるため、内容やリスクを十分に理解した上で購入することが重要です。

債券の安全性は、国債・地方債は高く（◎）、社債は発行企業によります。一般に、流動性は低め（△）で、収益性は預金より高く、株式より低い（○）とされています。

ウ 株式

株式は、ハイリスク・ハイリターンの代表的な投資対象です。

株価の変動によって短期間で利益を得られる可能性がある一方、大きな損失を被る可能性や、株価の大幅な下落により売却が困難になる場合もあります。そのため、株式投資は余裕資金で行うことが基本です。

投資に当たっては、株式投資の基本知識を身につけ、投資先企業について十分に調査した上で行う必要があります。さらに、投資先企業の分散や購入時期の分散を行い、一度に大きな損失を被らないよう留意することが重要です。

株式は、安全性は低い（△）ものの、高い収益性（◎）が期待でき、流動性は高い（○）とされています。

エ 投資信託

投資信託は、多くの投資家から集めた資金を一つのファンドにまとめたものです。運用の専門家が債券や株式などに分散投資し、その運用成果を投資額に応じて分配する商品です。多くの投資信託は1万円程度の少額から投資でき、初心者でも始めやすい商品ですが、債券型、株式型、バランス型など多くの種類があるため、どのような金融商品に投資しているのかを確認する必要があります。超低金利の環境下で比較的高い収益を求める場合、選択肢は株式投資信託、不動産投資信託、外貨建て投資信託などに限られてくるため、自身の投資方針（目標とする利回りなど）を明確にし、一定のリスクを理解した上で投資することが求められます。

なお、投資信託には購入時手数料、信託報酬、信託財産留保額、解約手数料など各種の費用がかかり、長期運用では収益に大きく影響することがあります。目論見書等で事前に確認することが重要です。

投資信託の収益性、安全性は、投資対象によって異なり、流動性は高い（○）とされています。

オ 外貨建て商品

外国の高利回りの債券や投資信託は、日本の低金利環境下では魅力的に見えますが、情報が十分でない場合もある海外の国や企業が発行する金融商品に投資する場合には、発行体の安全性を十分に確認する必要があります。加えて、為替変動リスクにも注意が必要です。円高が進行すると、高利回りの商品であっても元本割れを起こす可能性があります。

カ NISA（ニーサ・少額投資非課税制度）

NISA（Nippon Individual Savings Account）は、平成26年1月に開始された制度で、「NISA口座（非課税口座）」内において、毎年一定金額まで購入した

株式や投資信託などから得られる配当金、分配金、売却益が非課税となる制度です。途中での売却は、いつでも可能です。

NISA口座は、同一年において、一人一口座しか開設することができません。

① 現行制度（令和6年1月～新NISA）

「つみたて投資枠」と「成長投資枠」を併用することができます。

【つみたて投資枠】

年間投資枠は120万円で、非課税期間は無制限です。「成長投資枠」と合わせた非課税保有限度額の総枠は1,800万円となります。投資対象は、金融庁の基準を満たした長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。

【成長投資枠】

年間投資枠は240万円で、非課税期間は無制限です。非課税保有限度額は総枠1,800万円のうち1,200万円です。投資対象は上場株式や投資信託等ですが、整理・監理銘柄などの一部の商品は除外されます。

② 旧制度（令和5年12月まで）

「一般NISA（非課税投資金額の上限120万円／年、非課税期間は最長5年間）」又は「つみたてNISA（非課税投資金額の上限40万円／年、非課税期間は最長20年間）」のいずれかを選択する制度でした。新NISA制度へのロールオーバーはできませんが、旧制度で購入した商品については、新制度の枠外で非課税措置が適用されます。

※ 詳しくは、金融庁のNISAのサイトをご覧ください。

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/index.html>

キ iDeCo（イデコ・個人型確定拠出年金）

iDeCo（イデコ・個人型確定拠出年金）は、自分が拠出した掛金を自分で運用し、資産を形成する年金制度です。掛金は原則として65歳になるまで拠出可能（なお、令和8年12月からは、一定の条件の下で、70歳未満まで拠出可能となる予定です。）であり、60歳以降に老齢給付金を受け取ることができます。

加入者が毎月一定額（現在の公務員の上限は月2万円（令和6年12月から））を拠出し、定期預金、保険、投資信託などの金融商品で自ら運用し、60歳以降に年金又は一時金として受け取ります。原則として60歳まで引き出すことはできず、途中で解約することもできませんが、

- ① 掛金額すべてが所得控除となることによる所得税・住民税の軽減
- ② 運用益が非課税
- ③ 受取時に「公的年金等控除」や「退職所得控除」の対象となる

といったメリットがあります。

金融機関によって取扱商品や手数料（加入時、運用期間中、受取時）が異なるため、資料を取り寄せるなどして、比較・検討することが重要です。

※ 詳しくは、イデコ公式サイトをご覧ください。（<https://www.ideco-koushiki.jp/>）

ク その他

上記以外にも種々な金融商品がありますが、詳細な説明は省略します。自身で商品のメリット、デメリットを十分に理解した上で、資産運用をご検討ください。

(8) 金融機関の利用者保護制度（ペイオフ制度）

ア 預金保険制度（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫など）

預金保険制度は、預金等を取り扱う金融機関が破綻に陥った場合に、預金者を保護する制度です。預金保険制度は、政府・日本銀行・民間金融機関の出資により設立された預金保険機構によって運営されています。

当座預金などの無利息・要求払い・決済サービスという3つの条件を満たす預金は全額保護の対象となっています。一方で、それ以外の預金は全額保護されるわけではありません。一つの金融機関について1,000万円を超える預金がある場合、預金者1人当たり元本1,000万円とその利息までが、預金保険機構から保険金として支払われます。このように、元本1,000万円までとその利息のみが保護され、それを超える部分については保護されない仕組みを、一般に「ペイオフ」といいます。それを超える部分については、金融機関に財産が残っていれば支払われることになっています。

なお、金融機関が破綻した場合には、まず破綻金融機関の預貯金等を譲り受ける救済金融機関を探し、その際、必要な資金を援助する方法がとられます。その後、必要に応じてペイオフの方法がとられることになっています。

イ 日本投資者保護基金

日本投資者保護基金は、金融商品取引法に基づいて設立された法人です。証券会社が顧客から預かる有価証券や金銭は、金融商品取引法により、証券会社の経営資産とは分別して保管することが義務づけられており、万が一経営破綻しても、原則として全て返還されることになっています。

それでもなお、顧客資産の円滑な返還が困難だと認められた場合には、基金から、1人1,000万円を上限として補償されます。

ウ 保険契約者保護機構

保険契約者保護機構は、保険業法に基づいて設立された法人で、生命保険契約者保護機構と損害保険契約者保護機構があります。破綻した保険会社の保険契約を引き受ける救済保険会社に対して資金援助を行うほか、救済保険会社が現れる見込みがないときは、機構が保険契約を引き受ける、または、機構が設立する承継保険会社に保険契約を承継することにより、契約の継続を図ります。ただし、その場合、契約内容が変更される可能性があります。

(9) 金融商品をめぐるトラブル

金融分野の自由化が進むにつれ、さまざまな金融商品が登場しています。その仕組みも複雑で、パンフレットなどに一度目を通しただけでは理解できないものが多いため、金融商品を巡るトラブルが発生することもあります。仕組みをよく理解してから購入を考えるべきでしょう。

なお、金融サービスの利用者保護を図るため、平成12年に「金融商品の販売等に関する法律（現：金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律）」が制定されており、次の3つの柱があります。

- ・ 金融商品を販売する業者は、その商品のリスクなどの重要事項について、消費者の理解力に応じて説明する義務があります。重要事項には、元本割れのおそれや解約可能期間の制限などがあります。
- ・ 消費者が被害を被った場合には、消費者は、販売業者の説明義務違反とそれによって損害を被ったことを立証することで、損害賠償請求を行うことができ、これまでより損害賠償請求の際の負担が軽減されています。
- ・ 販売業者は、消費者の知識や経験、財産の状況に配慮した勧誘を行うことが求められており、また、勧誘の方法や場所、時間帯を考慮して勧誘することが義務付けられています。

また、金融商品の契約に限らず、事業者と消費者との契約一般については「消費者契約法」により、事業者と消費者との契約一般が対象とされています。事業者が「事実と異なる説明をした」、「確実に儲かるといった断定的な説明をした」、「不利となる重要な事項を説明しなかった」などの行為があった場合には、契約を取り消すことができます。ただし、これらの法律は主に民事上の責任に関するものであり、事業者に対する直接的な行政上の罰則は設けられていません。

自身に合った金融商品を見つけて資産を運用していくためには、今まで以上に金融商品に関する知識が必要になってきています。単に利回りが高いとか、他の人が儲かったからといった理由だけで購入することは避け、商品をよく理解する努力をし、仕組みが理解できてから購入を考えるべきです。当たり前のことですが、自身の資産は他人任せにせず、自らの判断で守ることが重要です。

(別紙 1)

家計の月間・年間収支状況(年 月 日現在)

(単位：千円)

収入内訳		収入月額	期末勤勉手当等	収入年額
給与(手取り)	計			
	夫			
	妻			
預貯金等利息				
その他の収入				
年 金 (夫)				
年 金 (妻)				
収入合計 (A)				

支出内訳		支出月額	臨時支出	支出年額
食 料				
住 居				
光 熱 ・ 水 道				
家具・家事用品				
被服及び履物				
保 健 医 療				
交 通 ・ 通 信				
教 育				
教 養 娛 楽				
小遣い、交際費				
そ の 他				
支出合計 (B)				

収支差 (A) - (B)			
---------------	--	--	--

(別紙2)

資産の状況(年 月 日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
預貯金 ()		住宅ローン	
		その他の借入残高	
定期預金 ()			
有価証券 ()			
不動産 ()			
その他 ()			
合 計		合 計	

